

漢代穀倉制度

— エチナ川流域の食糧支給より

富 谷 至

はじめに

第一章 居延地方の穀物倉…………… 四

(一) 倉の種類と配置…………… 四

(二) 倉官…………… 六

(三) 倉の管理…………… 一〇

第二章 食糧支給の實態…………… 三五

(一) 支給額…………… 三五

(二) 大石と小石…………… 三〇

(三) 支給對象…………… 四〇

(四) 簿籍…………… 四三

第三章 睡虎地秦律にみえる穀倉…………… 五五

(一) 倉律・效律の二・三の條文…………… 五五

(二) 倉律(八八―九四簡)の解釋…………… 七〇

結びにかえて…………… 七〇

はじめに

エチナ川流域、つまり所謂居延一帯に敷設された漢代烽燧、それは軍事及び行政機構としては、都尉府—候官—燧

という序列になっており、數個の燧は部というグループを形成していたこと、居延漢簡の研究者が一致して説くところである。

都尉府以下には、兵卒と吏が勤務しているわけだが、彼らには、月單位を原則として穀物（主として粟、その他麥・糜・稗・黍・梁米もあり、總稱してこれらは「穀」と呼ばれた）が支給されていた。それは一つには、日々の食糧としてのものであり、居延出土の漢簡に「廩」と表記されている食糧支給は、ひとり吏のみならず戍卒及びその家族をも包含している。

いまひとつは、官吏の給與（俸給）で、周知の如く漢代の俸給は「半錢半穀」、錢と穀物の兩者で支拂われており、この原則が邊境地帯でも内地と同じく適用されたとすれば、吏は食糧としての穀物の他に給與としても穀物を得ていたことになろう。¹

ところで、こういった穀物は、當然穀物倉に保管されていたわけで、居延漢簡の中には「某々倉」といった倉名が記された簡があり、さらには、倉に勤務していたと考えられる倉官名も同時に確認できる。

エチナ川流域の漢代烽燧でのかかる穀物支給と穀倉、倉官に關して、これまで研究が全くなかったわけではないが、未だその實態が完全に明らかにはされておらず、すでに出されている解説についてもいくつかの點で従い難い説もある。又、どちらかと言えば、一九三〇年に出土した居延舊簡を使つての研究に片より、七三年・七四年に新たに居延新簡が出現した以降、穀倉制度をめぐつての考察は極めて少ない。そこで本稿は、改めてエチナ川流域に設けられた穀物倉、倉官及び食糧支給の實態を考えてみようと思う。

さらにそれをふまえて、邊境と内地の接點を探りたい。居延・敦煌などの邊境烽燧から出土する簡牘は、漢代史の研究、とりわけ制度史の解明に多大の貢獻をしたが、常に問題になるとともに、ある種のもどかしさを與えるのは、簡牘から明らかになった事實が邊境地帯の特有のものなのか、それとも内地にもみられる一般普遍的なものと考えてよいのかという

ことである。この問題は、おそらく水解し切れない困難さを含んでおり、もとより本稿でそれを解決することはできないのであるが、少なくとも内地の穀倉制度も視野に入れることにしたい。

内地における穀物倉庫に關して、時代的には漢に先だつ秦の時代の出土文物——所謂睡虎地秦簡が少なからざる情報を提供する。睡虎地秦簡「秦律十八種」の中の「倉律」、及び「效律」に他ならないが、本稿では、居延漢簡の分析より得た結果を、秦簡の倉律、效律と比較して検討することにしよう。そこから、秦と漢のそれぞれの穀倉制度、又は内地と外地の問題がわずかながらも解明できればとの期待からである。

以上の趣意のもと、本論はまずエチナ川流域に敷設された穀物倉の種類と位置の考察からはじめる。次に倉を管理する官吏とその管理の實態を明らかにしたい。「居延地方の穀物倉」と題したそれが第一章である。

第二章では、食糧支給の具體的様態を考える。ここでは、従来から論争となり又説の一致をみない大石・小石について、私なりの考えを提示することにしよう。さらにこの章では、穀物支給にあたっての文書・帳簿の種類とその移動についても獨立した節を設けて考えてみたい。なお、本論で考察の対象とする穀物支給は、先に言及した食糧と俸給の二種のうちの「廩」つまり食糧として配給されるものに限ること、あらかじめ断わっておかねばならない。半錢半穀と言われた漢代の俸給ではあるが、そこに於ける穀物の支給にはいくつかの問題が介在し、これは別に論考を設けねばならず、加えて自身の見解も未だ成熟していない。従つて今回は、俸給としての穀物支給はとり扱わない。

第三章では、居延漢簡からはなれ、雲夢睡虎地秦簡を主としてとり扱う。睡虎地秦簡の倉律および秦代の穀倉制度をめぐっては、我が國の研究者の間で論争が展開されている。漢簡の分析に基づいて秦簡を解釋すれば、どうなるのか、果してそれが效を奏するのか、そういったことをふまえて、秦の穀倉制度、及び邊境ではなく内地の制度をいささかなりとも解明できればと望んでいる。

第一章 居延地方の穀物倉

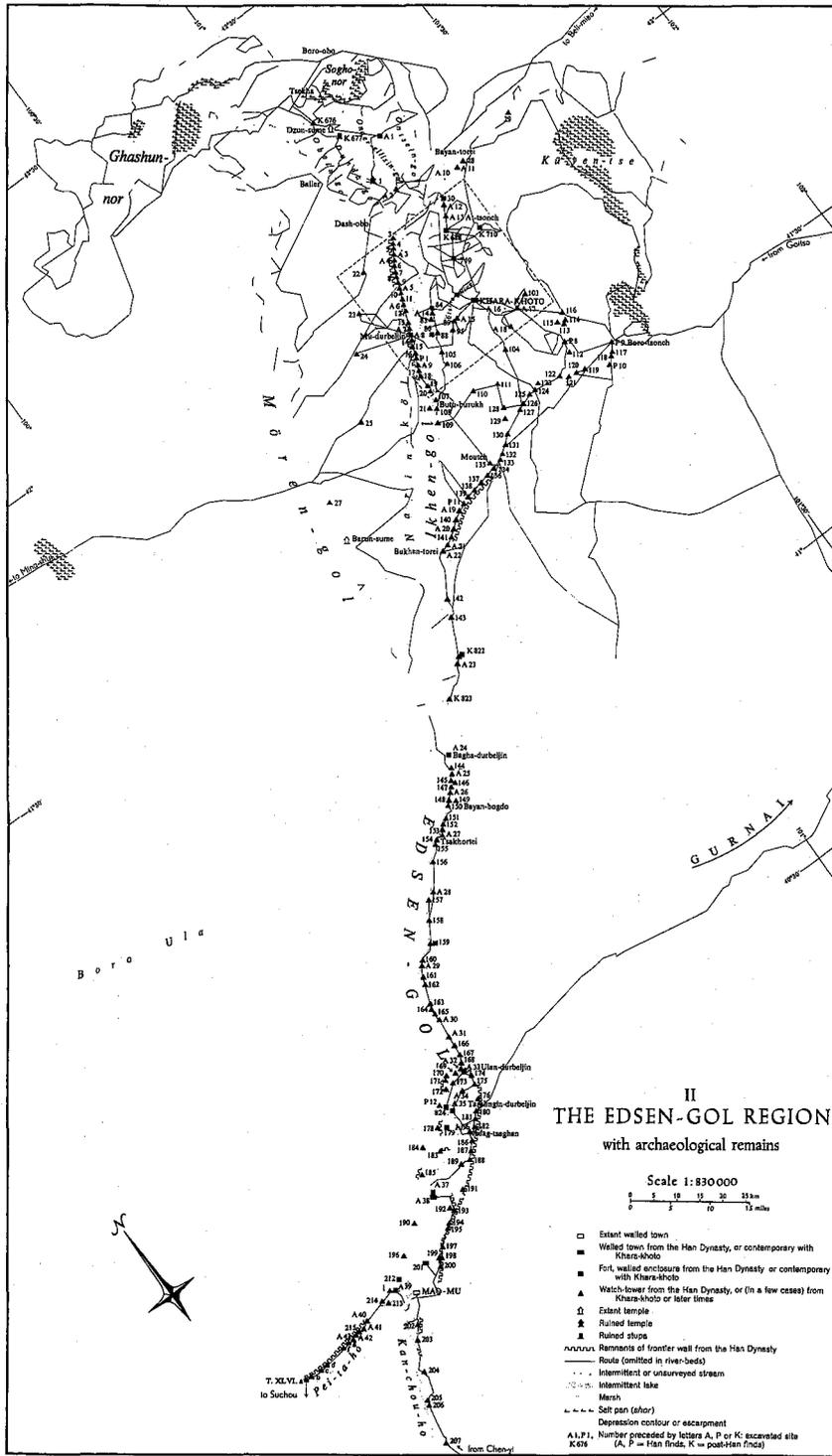
(一) 倉の種類と配置

新・舊の居延漢簡を通して確認される倉名を一覧にして、簡番號とともにまず提示しよう。

- 城倉(六二・五五、八四・二七、八八・一四、一一二・二一、一三九・一三、一四二・三四、一七〇・一、一七五・一三、二一〇・一三、二七八・七A、三一七・二二、三九五・一六A、四四八・三、EPT四・四八A、EPT二七・一一、EPT四八・一三七、EPT五一・四〇、EPT五一・八二B、EPT五一・四六七、EPT五二・一六A、EPT五二・一六B、EPT五六・三九三、EPT五七・一五、EPT五九・九六、EPT五九・一七八、EPT五九・五六五、EPT五九・九三六、EPT六五・二三A、EPT六五・五五A、EPT六五・六六、EPT六五・三一六、EPT六五・四二七、EPF二二・四六二A、EPF二二・六二五)
- 居延倉(六二・四七、一三六・四三、二〇四・五、五〇五・一〓五〇五・四、EPT四・四八B、EPT五一・一四〇、EPT六八・二〇九、EPF二二・六八、EPF二二・一五三A)
- 都倉(四二・一三、五〇二・一四B〓五〇五・三八B〓五〇五・四三B、失號(甲一七六)
- 肩水倉(二〇・三二、一五・一八、六二・四七、七五・二五、一五五・一四B、一八三・一〇、二六三・一四C、三一七・一、四三三・三〓四三三・三二、五一五・二七)
- 甲渠倉(八五・三二)

- 吞遠倉（一三三・一一二、一三六・四九、一七六・三四、一九八・三、二七九・一七、三一七・一、EPT二六・八、
EPT四三・三〇A、EPT四三・三〇B、EPT五一・一五七A、EPT五一・一五七B、EPT五八・一四、
EPT五八・八一、EPT六五・四一二、甲付九A・B）
收虜倉（一三五・七）
萬歲燧倉（二一四・一二八）
第廿三倉（一七六・三八Ⅱ一九〇・一〇Ⅱ一九三・七、二〇六・七、二八六・七、三一七・一三、EPT四三・二、
EPT五二・一九八）
第廿五倉（二〇一・一）
第廿六倉（二〇一・一）
北倉（二七四・三一）
北部倉（二〇四・九）
代田倉（一一六・六、一四八・四七、二七三・一四、二七三・二四、二七五・一九、二七五・二三、五三四・三、五
五七・三、五五七・五A、五五七・五B、五五七・六）
斥胡倉（一四八・四八、二七三・八、三〇八・四五、五六三・六）
祿福倉（一五・一八）

他に郡倉（EPF二五・二五A）、府倉（Y四九）、部倉（一八三・一〇）といった名稱が出てくるが、これらは、倉の
個有名というよりも、「郡の倉」、「都尉府の倉」といった一般普通名詞として使われたものであろう。⁽²⁾



さて、右に列挙した城倉から祿福倉までの倉、もとよりそれらがエチナ川流域に設けられた全ての倉であるとは言えないが、十六の穀倉だけをとってみても、全てが同ランクに並ぶものではない。

まずこの中で最初に注目したいのが数の上で最も多い城倉である。城倉に關するいくつかの簡をとりあげよう。

□九十九石 卅三卷 建平二年十月癸未甲渠令史宗受城倉令史譚

八四・二七

入粟十二石增廩五千二百廿五石今五千二百卅七石 受城倉

一一二・二一

入穀 五千五百二斛 受城倉 吏□

EPT二七・一一

入穀 受城倉

EPT四八・一三七

全て破城子(A8)、すなわち甲渠候官遺址出土の簡であり、穀物受領の記録に屬す。出土地が甲渠候官であることから、穀物は城倉から甲渠候官に運ばれたことが明らかであり、しかもそれはかなりの量にのぼる。後に詳述するが、吏卒一人あたりの一ヶ月の食糧支給が三石強であることからすれば、五千餘石とは約一七〇〇人分に相當する。

城倉から甲渠候官への多量の穀物の流れを確認できるのに對し、その逆つまり甲渠候官から城倉への穀物の流通は見られない。流通の方向、及び備蓄されていた穀物量からして城倉は、一候官たとえば甲渠候官に專屬の穀物倉とみるよりも、複数の候官に穀物を支給するために設けられた倉とせねばならぬ。

城倉が機構のうえで候官と同じ、もしくはそれ以上のランクに位置していたことは、次の簡からも立證できる。

□城倉居延農延水卅井甲渠珍北塞候寫移書到

遺脱有移名籍遺吏將屬居延毋有以書言會月廿日如律令／掾仁屬寧

一七五・一三

丞事謂庫城倉居延
 書如律令
 掾仁守卒史 卿從事佐忠

EPT 五一・四〇

建武四年 壬子朔壬申守張掖 曠丞崇謂城倉居延甲渠卅井珍北言吏當食者先得三月食調給
 有書爲調如牒書到付受與校計同月出入毋令繆如律令

EPF 二二・四六二A

これらは甲渠候官が受けとった下達文書であるが、「城倉・居延農・延水・卅井・甲渠・珍北」と列記された文書の送達先、簡文記載の原則からすれば、格が上の官署から記すのが普通であり、延水・卅井・甲渠・珍北といった居延都尉府下の各候官よりも上に記されている城倉は、それら候官と同格もしくはそれ以上の格をもつ官署と見做してもよからう。

さらに言えば、右にあげた下達文書は、居延都尉府から発信されたものと考えられる。それは、EPF 二二・四六二A に文書発信官の名「曠丞崇」が記されているが、この「曠」「崇」両者の名は、EPF 二二・七一A に

六月壬申守張掖居延都尉曠丞崇告司馬千人官謂官縣寫移書到大將軍莫府律令

として確認でき、曠とは居延都尉府の都尉、その副官（丞）が崇であり（従って EPF 二二・四六二A の「張掖」の下の不明瞭な部分は、「居延都尉」の四字が入ると推定できる）、居延都尉府から城倉へ文書が下達されていくことがわからう。城倉は甲渠候官、卅井候官などの各候官と同じく居延都尉府直屬の官署だったのである。

ところで城倉の名が記されている簡のうち、六二・五五の簡番號をもつ一簡、それは王禹という人物の關所通過記録と

考えられるが、次の如き文面をもつ。

居延城倉佐王禹鞮汗里 年廿七 ●問禹曰之饑得視女病十月乙酉入

六二・五五

「居延城倉」といった倉名が見えることからすると、城倉の正式名稱は、居延城倉といえよう。「居延都尉府管轄下の城倉」ということからの命名と想像できるが、さらに私はさきに倉名一覽で挙げた「居延倉」とは、城倉のことであり、それは又「居延城倉」の略稱の一つではないかと思う。そのことを示唆するのが次の簡である。

始建國二年十月癸巳朔乙卯城倉丞□移甲溝候官令史鄆卒周仁等卅一人省作府以府
記廩城倉用粟百卅六石令史□曰卒馮喜等十四人廩五月盡八月皆遺不當□

EPT四・四八A

始建國二年十月二三日に甲渠（溝）候官に發信された文書、もしくはその寫しであり、内容は、卒の周仁等四一人が都尉府に出張して労働作業を行った際に、城倉から食糧として粟を計一三六石支給されたが、そのうち十四名についての調整云々についてのこと、發信人は城倉丞某である。

ところでこの簡の裏面には、文書の受信記録が記されており、甲渠候官では發信の三日後、十月二六日に受理している。

居延倉丞

尉史崇發行事□□

十月戊午卒同以來

EPT四・四八B

「尉史崇發」とは、尉史崇が封泥を發ひいたという意。その上の「居延倉丞」とは、封泥に捺印されていた印影を書きとつたものである。即ち城倉から發信された文書には「居延倉丞」の印が押されていたわけである。

先の六二・五五簡の「居延城倉」という名稱、そしてEPT四・四八ABの「居延倉」と「城倉」、私はその兩者から城倉＝居延倉とみる。

居延城倉が、他のいくつかの候官と並んで居延都尉府の下に置かれていたとすれば、ではその位置はどこであったのか。⁽⁴⁾この事柄に關して、はっきりとした解答を出すことは難しい。甲渠候官の所在地が破城子(A8)であることは動かないとしても、居延都尉府そのものが、果してどこに置かれていたのか、有力な説としては甲渠候官の北方、西北科學考古團の遺址番號K710あたりともされているが未だ確たる決め手を缺く。城倉の位置については、居延都尉府以上に明瞭ではないが、敢て假説を提出してみよう。

まず言えることは、先にあげたEPT四・四八A・Bの文書受信記録、九頁に列擧した城倉から甲渠候官への穀物の移送からして、城倉が甲渠候官(A8)に敷設されていたとは考えられない。すでに述べたように城倉は、居延都尉府の直屬下にあつたとすれば、設置場所も都尉府に近いところとも考えられる。城倉から甲渠候官に送達された郵便簡、

六月丙午殄北鄣守候城倉守
書相報不報者重追之

EPT五二・一六A

城倉長印 殄北守候
六月己酉第八來衆以來

EPT五二・一六B

右は、殄北守候が城倉長の印を捺して甲渠候官に送付したものだ、殄北候官の所在地はA1であったことからすると、城倉はより北方の殄北候官(A1)、居延都尉府(K710)へと近づいていくことになる。

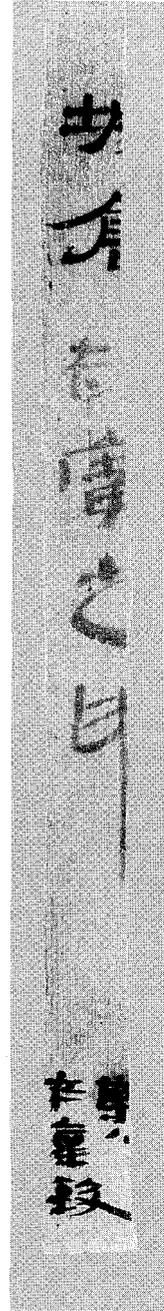
ところで甲渠候官(A8)以北には、ひとつ注目すべき遺址が存する。西北科考査團がA10の番號を付けたところ、瓦因托尼と呼ばれる場所である。ここからは一九三〇年から三二年の時點で、約三百枚の簡牘が出土しており、陳夢家氏をはじめ、森鹿三、永田英正氏らにより、通澤第二亭・殄北第二燧が置かれていた場所と推定されている^①。そして、ここから出土した簡は、穀物出納關連のものが多く、その實態を年代を追って分析したのが陳公柔・徐萃芳「瓦因托尼出土食簡的整理與研究」であった。陳・徐氏の分析によればA10には代田法と關連して、始元二年以降、代田倉と斥胡倉という二つの倉から穀物が移入し、さらにA10から食糧が支給されることが明らかにされている。つまり、A10は穀物集積と支出の基地だったと言つてよい。

居延都尉府(推定K710)の附近、強いて言えば殄北候官(A1)の方向にあつたと思える城倉、そして同じく穀倉ともおぼしきA10この二つの位置は、A1とK710を結ぶ約五〇キロメートルの間で、極めて隣接した位置にあつたとせねばならぬ。否それよりも城倉とA10、穀物集積の役割をもち、おそらくは規模として大差はないと思える倉が二つ別々に存在していたと見るよりも、二つの倉は一つのものとして解釋する方が自然ではなからうか。ここに私は、あくまで推論、假説ではあるが次の様に考える。A10は、亭名としては通澤第二亭であつたが、烽燧としては殄北候官所屬の第二燧が置かれ、そしてそこに居延都尉府下の穀倉、居延城倉が敷設されていたのだと。この推論をいささかなりとも確かなものに導く簡として、次の一簡をあげよう。

城倉 趙廣之印

第八
卒廩致

八八・一四



右は、A10出土の簡であるが、内容は第八燧卒の穀物受領書（庫致⁶）で、冒頭の城倉はその文書の送り先であり、この簡は檢の斷片と思える。中間の「趙廣之印」は、その檢に封印されていた印影を寫しとったもの、事實、「城倉」と「趙廣之印」は墨色も異なり別筆である。⁷つまり城倉で封印が解かれた後に加筆されたものに他ならぬ。そしてこの出土地がA10となれば、A10＝城倉と設定できるのではないだろうか。ただ残念なことには、A10と城倉を結びつける簡は他には見つけられず、又そこには時代のはばも考慮に入れねばならないが、いちおう推論の域を出ないものとして、卑見を提示しておく。

以上、居延城倉が居延都尉府直屬の穀倉でランクとしては、候官に並ぶものであることを検討してきたが、次に他の倉がどういう序列に並ぶかについて考えてみよう。とりあげたいのは、吞遠倉、收虜倉、萬歲燧倉、第廿三倉、北倉などの穀倉である。これら倉名に共通して見られる特徴は、全て甲渠候官所屬の部名を冠した倉であること、つまり吞遠部、收虜部、萬歲部等に置かれた穀倉であって、それは部倉と呼ばれた。

二月癸亥除爲肩水臨渠燧長至十二月庚子遣誼之部倉爲

一八三・一〇

いま吞遠部を例にとって言えば、吞遠部とは、グループとなつてゐる數個の燧からなる集合體であり、その長は吞遠候

長、部の治所つまり候長が駐屯していたところは吞遠燧（一般には、候長の駐屯している燧の名を以て部名とする）、そしてそこには穀倉がひとつ敷設されていたわけである。

吏卅七人□

吞遠燧倉一所 卒八十六人□

候長候史□

EPT五八・八一

右の簡は、吞遠燧の規模と機構を語るものといえる。

部よりもさらに下の烽燧にも倉があったのかどうか、今のところ各烽燧名を冠した倉名を記した簡は見つからない。後論でより詳しく論ずるが、穀物支給が部単位に行なわれ、又關係帳簿も部で作成されることからすると、末端の穀倉は部に置かれたのではないかと考えられる。

都尉府直屬の規模の大きい穀倉、對して末端の最小規模の部倉の存在が確認されるとならば、當然、都尉府と部の間に位置する候官が穀倉をもっていたと考えてよからう。事實各候官から支給される穀物を受けとりに候官に出頭した記録である詣官簿、又候官で作られた穀出入簿、さらには、以下の第三節「倉の管理」でとりあげる「直符倉庫」關係の文書等々は、候官に置かれた穀倉を前提とする。ただ何故か、候官名を冠した倉名は、居延都尉府管轄下にあつては、次の一斷簡に止まる。

卅井
渠倉至甲渠

八五・三二

かくして、居延都尉府下の穀倉は、居延城倉のもと、各候官に、そしてその下部機構の部毎にひとつといった配置系列をもっていたと推定できる。倉名一覽のうち甲渠倉が候官の、吞遠・收虜・萬歲・第廿三・北倉が部の倉ということになる。

エチナ川の下流、居延都尉府における穀倉が右の様なものならば、南の肩水都尉府においても同じと見てよからう。明らかに肩水都尉府内の倉といえる倉名は、肩水倉と北部倉（簡番號二〇四・九、A 32（肩水金關址）出土）の二つではあるが、兩都尉府の間で制度上の大きな違いがあったとは考え難いからである。

そして、ここでも推測が許されるならば、肩水倉なる穀倉、これが肩水都尉府直屬の大規模な倉であること、おそらく間違いなからうが、その正式名稱は肩水都倉だったのではなからうか。都倉という名をもつ簡は、次の三例だけである。

□案都倉下又□母

四二・一三

毋狀願高賞卿到自愛怒力加意慎官事叩頭幸甚
宣在驩喜燧去都倉四十餘里獨第六燧卒杜程李侯
常得奏都倉二卿時數寄記書相問音聲意中快也實中兄

五〇二・一四B || 五〇五・三八B || 五〇五・四三B

乙巳都倉

失號

ともに断簡で意味も不明なものがあり、肩水倉Ⅱ都倉を證明するものではない。ただ五〇二・一四B簡——それは、卅井候官の驩喜燧に滞在している曹宣なる人物が董房・馮孝の二人に出した手紙である——「都倉を去ること四十餘里」という文言からすると、都倉とは個有の倉名であると考えられる。しかもその名は候官・部・燧のいずれの名稱でもない。ちようど城倉に對する都倉という名稱として、居延城倉と肩水都倉を假定してみた。

先にあげた倉名一覽には、代田倉と斥胡倉という二倉が存する。その名が記された簡は全てA10、つまり通澤第二亭遺址出土のものであり、代田・斥胡の兩倉から穀物がA10に移送されそこで受領されたことを記している。すでに指摘されている様に、この二つの倉は代田施行に伴って設置されたもので、その管轄も部都尉の系列にあるのではなく、農都尉に屬すものであろう。¹⁰ 部都尉系列の倉が居延倉・肩水倉以下各候官、部倉だとすれば、農都尉系列のものとして斥胡・代田倉があり、その穀物が部倉に送られるのであろう。なお、いまひとつ祿福倉という倉、これは祿福縣に置かれた縣倉であること間違いない。

以上、検討してきた穀倉を序列化するとあらまし次の様になるう。

〔部都尉系列の穀倉〕

居延都尉府

居延城倉—各候官倉（甲渠倉など）—各部倉（吞遠倉・收虜倉・萬歲倉・第廿三倉・北倉など）

肩水都尉府

肩水都倉—各候官倉（肩水倉など）—各部倉（北部倉など）

〔農都尉系列の穀倉〕

斥胡倉
代田倉

(二) 倉 官

倉に配屬された倉官については、漢簡研究の初期の段階で藤枝晃氏が一覽列舉しているが、⁽¹⁾新居延簡を含めて改めて以下にあげる。

- 倉長 (一〇・三二、一三六・四三、二〇四・五、二七八・七A、三一七・一、EPT五一・一四〇、EPT五二・一六B、EPT六五・三一六、EPT六八・二〇九、EPF二二・六八、EPF二二・七〇、EPF二二・七八、EPT二二・一五三A)
- 倉宰 (五〇五・四〥五〇五・一)
- 倉丞 (一二・一A、一五・一八、EPT四・四八A、EPT四・四八B、EPT五九・一四五)
- 倉掾 (六二・四七)
- 倉齋夫 (五一五・一七、EPT四三・六五、EPF二五・二五A)
- 倉令史 (八四・二七、一一〇・二八、一四二・三四)
- 倉佐 (六二・五五、EPT五九・五六五)
- 倉監 (二四八・四七、二七三・八、二七三・一四、二七三・二四、二七五・一九、二七五・二三、三〇八・四五、五

三四・三、五三四・八、五五七・三、五五七・五A、五五七・五B、五六三・六)

他に吏ではない倉卒が倉に所屬する成卒として存在していたこと、EPT六五・六六などの簡から檢證できる。

さて、右にあげた倉官、官秩の序列は、他の官のそれと同じく、長—丞—掾・令史・嗇夫・佐と並ぶとみてよからうが、倉長以下の倉官の秩級はどうであろうか。

建武三年四月丁巳朔辛巳領河西五郡大將軍張掖屬國都尉融移張掖居延都尉今爲
都尉以下奉各如差司馬千人候倉長丞塞尉職間都尉以便宜財豫以史田吏如律令

EPF二二・七〇

居延新簡の中で「建武三年奉例」と呼ばれる居延都尉以下の官吏の奉祿規定を記す十枚の冊書の一片、すでに諸家がとりあげるものである。ここに列擧される司馬・千人・候・倉長・丞・塞尉、それらは等級の高い官から並ぶのが簡文の原則であり、明らかにしている司馬(六〇〇石)、千人(六〇〇石)、候(比六〇〇石)、丞(三〇〇石もしくは二〇〇石)、塞尉(二〇〇石)からして、倉長の秩は比六〇〇石から三〇〇石の間と推定される。私見では、倉長の秩級は比六〇〇石と考えるのであるが、それは倉長以下の倉官が限定された穀倉にししか置かれていなかったということに基づく。

前節で明らかにした様に、エチナ川流域の穀倉は、部都尉に屬するものと、農都尉の系列に入る二種に大別される。いま後者はひとまず措き、部都尉管轄下の倉について言えば各都尉府に一つづつ、その下に候官、部單位の倉が屬していた。かかる序列をもつ穀倉の中で、倉長という長官は都尉府直屬の倉、具體的に言えば居延城倉と肩水都倉の二倉にししか置かれていなかったのだと私は考える。新・舊居延漢簡の中で「倉長」の二字を記すものは十三簡あるが、このうち先にあげ

たEPF二二・七〇の一簡を除き、他の簡は某々倉長と個有名をもつ（EPF二二・七〇は一般規定である故、倉長となつてゐる）。その個有名は、居延（城倉）長と、肩水倉長の二つ以外にはない。つまり候官、部の倉には倉長はいなかったのではなからうか。

ひとり倉長だけではない。倉丞・倉掾・倉令史・倉佐等の倉官全てについて見ても、城倉・肩水倉以外の候官、部の名を冠した倉官は一片も確認できないのである。ということは、倉長を長として、倉丞—倉掾—倉令史・倉佐と並ぶ官署としての機構をもつ穀倉は、居延城倉と肩水都倉の二倉しかなく、以下の候官の倉、部の倉は、單なる穀物貯藏倉でしかなかった、従つて例えば「吞遠倉」という名の倉は、吞遠部に置かれた倉というほどの意味で、官署名である「居延城倉」とは異なると言わねばならない。

城倉は一つの獨立した官署であり、それは候官にも並ぶもの（だからこそ前八頁、居延都尉府からの下行文書に候官名と並んで登場する）とすれば、その長、つまり倉長は候官の長——候と秩級において大差ないと見るのが自然であろう。従つて私は倉長の秩を候と同じく比六〇〇石と見做す。そして以下倉丞から倉佐に至る等差は、他の官署の屬官と差のないものとしておおよそ次の様に比定したい。

倉長	(比600石)
倉丞	(300石) ~200石
倉掾	(100石)
倉嗇夫	倉令史 (斗食)
倉佐	(月480錢)

官署としての穀倉は、都尉府直屬の城倉・肩水倉だけであり、倉官もそこにしか置かれてはいなかったことを證明する

に、職名に冠する倉名が城倉と肩水倉の二種しか擧がってこないという点だけでは、充分な説得力を持つとは言えないだろう。假説をより確たるものに近づけるため、倉の管理という面から考察してみよう。ただその前に二・三倉官に關して補足しておきたいところが存する。

その一つは、先の倉官一覽であげた倉宰という名の倉官について。この官名が記された簡はわずか一簡に止まる。

居延倉宰張立侯 謹遣戍曹左史尋詣門下問起居叩頭

五〇五・四〇五〇五・一

私は倉宰とは倉長のこと、王莽期の名稱ではないかと想像する。穀物を收藏する倉の他に、財貨（もしくは兵器）を収める「庫」も居延一帯に存在したが、その長とおぼしき庫宰という官名がみえる。

二二月己丑張掖庫宰崇以近秩次行大尹文書事長史丞下部大尉官縣承書從事下當用
者有犯者輒言如詔書到言 兼掾義兼史曲書吏遷金

EPT五九・一六〇

「四」を「二二」、「大守」を「大尹」と改めること、右は王莽期の簡であること明らかである。とすれば、そこに見える「庫宰」は、「庫長」を王莽期になって改めた官名ではなからうか。⁽¹²⁾『漢書』王莽傳、始建國元年に下された一連の官名變更に「縣令長曰宰」と同じく、「倉長」「庫長」を「倉宰」「庫宰」に改めたと私は推測したい。

いまひとつは、倉監なる官である。この官は、「代田倉監」「斥胡倉監」の二つがあり、代田倉・斥胡倉のつまり農都尉系列の穀倉に限ってみえる官名である。考えられることは、部都尉下の倉については、長を倉長といい、農都尉所屬の倉

では倉監がその長であったということだが、倉監については、森鹿三氏が言及しており、氏は代田倉長がある時期に代田倉監に名稱が變わつたとみる。いまのところ氏の説を補う資料はなく、このことについては今後の検討をまたねばならぬ。

(三) 倉の管理

官署としての穀倉は、城倉・肩水倉のみであり、候官及び部に置かれた穀倉には独自の倉官は配當されてはいなかったという推論は、候官・部の倉の管理がどの様に行なわれているのかということを明らかにすることで裏づけられる。まず次の諸簡をあげよう。

□□直符一日一夜謹行視事錢財物藏内戸
敢言之

五二・四五

□西直符倉庫戸封皆完

七二・六

□直符一日一夜謹行視錢財物
言之

八四・二三

□敢言之酒壬子直符謹行視

二三一・一二

□酒壬申直符倉庫戸封皆完毋盜賊

二五七・二三

□五月戊寅尉史蒲敢言之酒丁丑直符倉庫戸皆完毋盜賊發者

二六四・九

之酒乙酉直符一日
義敢言之

二六五・三〇

元年三月戊午朔己酉尉史護敢言之
燧長 堅付 敢言之
戊申直府謁符

EPT四三・三〇六

更始二年正月丙午朔庚申令史 敢言之酒己未直符謹行視諸藏內戶封皆完時毋水火盜賊發者即日付令嚴敢言之

EPT四八・一三二

直符一日一夜謹行視財物藏
言之

EPT五二・三九三

酉令史豐敢言之酒壬申直符
敢言之

EPT六五・二二〇

敢言之酒丁巳直符一日一夜謹行視錢財
敢言之

EPT六五・二二一

建平三年七月己酉朔甲戌尉史宗敢言之酒癸酉直符一日一夜謹行視錢財物藏內戶封皆完毋盜賊發者即日平旦付令史宗敢言之

EPT六五・三九八

辛亥朔庚午令史義敢言之酒己巳直符
者即日平旦付尉史宗敢言之

EPT六五・四五二

右の簡に共通して記される「直符」とは、裘錫圭・于豪亮氏などが考證している如く、宿直・當直の意、すなわち一連の簡は、當直官の報告文書に他ならない。文書の内容は、ほぼ完全な形で残っているEPT五二・一〇〇を例にとれば、

建始二年十月二二日、令史弘が申し上げます。二二日の宿直。倉・庫の戸の封印に異状なし。盜賊が開けた形跡なし。以上、報告致します。

他に、EPT六五・三九八などでは、「その日の朝、令史某に引きつぐ（即日平旦付令史某）」という文言が付けられるものもあるが、書式は全て同じ様式で統一されている。

ところでこの當直報告文書、かりにこれを「直符文書」と名づけるならば、この直符文書からいくつかの注目すべき事實を引き出すことができる。

まず一つは、簡の出土地は全て破城子（A8）、甲渠候官の所在地であり、文書は候官で作成されたものか、もしくは候官で受理されたものかのどちらかとなる。ただその發信官が尉史・令史であること、候官よりも下の部・燧には、この兩官が置かれていたとは考えにくいことから直符文書は、候官で作成されたとしてよいであろう。

候官で記された直符文書は、どこに向けて送付されたのであろう。「敢言之」という上行文書に特有の文言からすれば、上級官署、上級官であることは間違いないが、候官の上、都尉府かと言えば、斷定するに少し躊躇がある。定かにEPT四三・三〇六には、「謁府——府に謁す（謁移する・とりつぐの意）」と見え、府とは都尉府と考えられるものの、この簡文は、他と比べて若干用語の使い方が異なっており、「直符文書」そのものかどうか疑問が残る。別に報告の時間的経緯からすれば、全て宿直明けの朝、交代にあたって當直の日の異状のないことと、某々に交代したことを報告している。一般的に候官から都尉府への上行文書は、月単位か四時単位が普通であり、毎日の勤務報告が提出される例は、他に見られない。以上のことを勘案すれば、令史・尉史が同じ候官の上官、つまり候へ報告したものと見做す方が自然であろう。

穀倉という點に絞って見れば、直符文書に見える「倉」とは、當然、候官に敷設された倉ということになる。ただそ

れば、部の倉も含んでいるのかと言われれば、宿直が一人の令史・尉史であり、その一人が宿直明けに戸封の異常なきを報告するのに、數キロの間隔をもって置かれている數ヶ所の部倉を短時間に見回り、次の當直の者に引きつぐということには無理があり、やはり候官官署の倉だけの報告と考えられる。

令史という下級官は、候官の令史の他に倉令史なる令史が存在したことは、先に述べた。一連の直符文書の提出者である令史は、候官令史、倉令史のどちらかと言えば、明らかにそれは候官令史であり、倉令史ではありえない。なぜならば直符文書が倉だけに限ったものであるならば、倉令史の可能性もでてこようが、そこには「庫」「藏内」という別の收藏施設が並記されており、「庫」に関しては、「庫令史」が別に存在する。

□庫令史一人

EPT五一・三一八

倉・庫・藏内、それらは候官内に置かれた施設と考えられるが、それらの戸封を点検する令史、そして尉史は、やはりそこから候官の屬官である令史・尉史とせねばならないからである。

候官の穀倉の戸封が倉令史ではなく候官令史の職掌にかかるとなれば、ここに候官敷設の倉の管理と倉官の有無について、次の推測が可能となる。すなわち、候官の倉には倉独自の倉官が設けられ、彼らがその管理を行っていたのではなく、令史・尉史をはじめとする候官の史によって管理され、候官の長である候が統轄責任者であった。倉官が置かれていないということは、穀倉が一つの官署として獨立していたのではなく、あくまで候官内の一施設にすぎなかったのだと。先に倉官について論じた所に、倉長以下の倉官は全て城倉・肩水倉の官であって、それ以外の候官、部の名を冠した倉官は確認できなかった。ここで今とりあげた直符文書にみえる候官の倉の管理と照合すれば、両者は矛盾なく理解できよ

う。官署としての穀倉は、都尉府直屬の倉だけであり、以下の候官の倉とは、その機構の上で區別されねばならないのである。

候官の倉だけではない。候官の下、部の倉の管理も候官の令史の所管であつた。部倉の當直と戸封の確認ということとは、先にも言及した如く、候官令史の職掌ではないとしても、貯藏穀物量のチェックは、候官令史が行なつていたこと、次の簡が語っている。

令史弘校第廿三倉穀

十月簿餘穀榜程大石六十二石八斗三升大

二〇六・七

令史弘とは、甲渠候官の令史范弘¹⁵、それは又先にあげたEPT五二・一〇〇の直符文書の報告官の令史弘と同一人物と推定される。第廿三倉とは、第廿三部に置かれていた部倉、第廿三部は、第廿三から第二九までの七つの燧を統べる部であり、七燧合わせて二十餘名の卒がいたこと、左の簡より檢證できる。¹⁶

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|-------|
| 第廿三卒李嬰 | 第廿四卒張猛 | 第廿六卒壽安 | 第廿八卒羊實 | 箕山卒鐘昌 |
| 第廿三卒蘇光 | 第廿五卒曹逢 | 第廿六卒韓非人 | 第廿八卒馬廣 | 箕山卒高關 |
| 第廿三卒郭長 | 第廿五卒韓意 | 第廿七卒張願 | 第廿九卒□□ | |
| 第廿四卒成定 | 第廿五卒張肩 | 第廿七卒石賜 | 第廿九卒褒籜 | |
| 第廿四卒石關 | 第廿六卒張建 | 第廿八卒曾相憲 | 第廿九卒左償 | |

二四・二

この二四・二簡については、後に再びとりあげて詳しく論ずることになるが、ここでひとまず注目しておきたいことは、二〇六・七に記されている餘剩の穀物大石六十餘石という數、これも次章で論ずるが、戍卒一人の配給食糧は月量大

石二石であることからすれば、約三十人分の穀物にあたる。一方、二四・二からすると、第廿三燧の卒は二十二名、時期によって増減があるが、一つの燧には平均三人〜五人の戍卒が配置されていると考えられ、そこからしても廿三部の戍卒數二十餘人は納得できる人數であり、これに燧長を加えれば三十人前後となる。つまり、二四・二、二〇六・七の二箇からして、部倉には、その部が統轄する燧の少なくとも一ヶ月分の穀物を備蓄しており、そしてそれは、候官の令史が帳簿の點檢を行うことで管理していたのである。

第二章 食糧支給の實態

(一) 支給額

邊境の吏卒には、官から食糧が支給され、その量は、吏も卒も一ヶ月三石三斗三升少、普通は該當月の食糧を前月に受けとっていた。このことは、先人の研究から明らかになっており、新・舊居延漢簡から數多く例をあげることができる。いま行論の都合上、三・四の例をあげると、

第十一燧長□十二月□□食三石三斗三升少卒王利取

卒□□月食三石三斗三升少自取
卒王利月食三石三斗三升少自取

二〇六・一九

令史田忠 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取

一三三・七

第四燧長陳不識粟三石三斗三升少張歸取

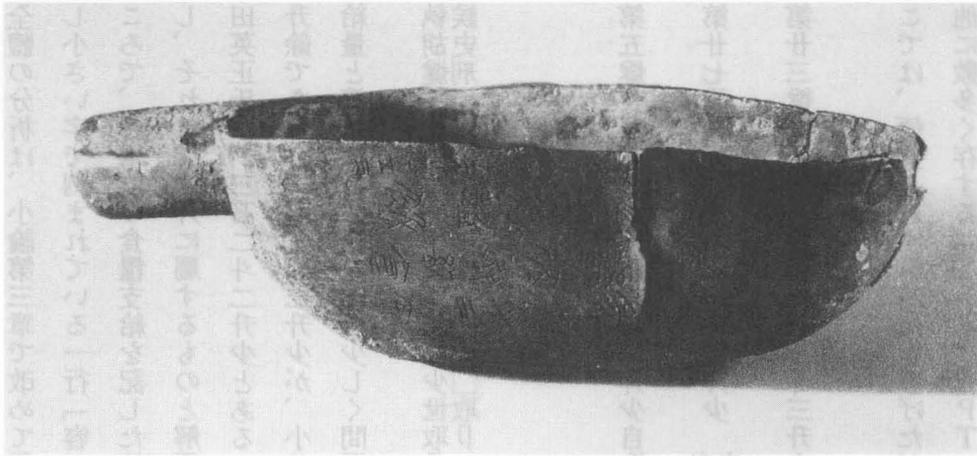
卒寧橫粟三石三斗三升少張歸取
卒張歸粟三石三斗三升少自取

EPT五二・一

第三燧卒王譚 十月食三石三斗三升少 九月己卯自取

EPT五・二

「少」とは、 $\frac{1}{3}$ （少半升）、對して「大」なる用語もあり、これは $\frac{2}{3}$ を表す。實際に $\frac{1}{3}$ 升を計量するマスが存在したのかどうかについて言えば、天津市文物管理處藏の傳世品で、「平都」の銘が刻まれている銅枘が存在し、そこに次の銘が刻まれている。⁽¹⁷⁾



元年十月甲午

平都丞札倉

亥佐葵繇斛

容三升少半升重二斤十五兩

銘文全體の分析は、小論第三章で改めて行なうことにしよう。ここでとりあえず、注目しておかねばならないのは、左側に少し小さい字で刻まれている一行「容三升少半升」、すなわちこれが $1\frac{1}{3}$ 升のマスに他ならない。

ところで、月単位の食糧支給を記した簡には、三石二斗二升少、もしくは三石二斗二升といった量があげられているものも存し、それは、例外に属するものと解釋するには不自然なほどの數量にのぼる。

永田英正氏は、三石二斗二升少とあるのは小月（二九日）の配給量とみる。¹⁸⁾ 確かに、三石三斗三升少の $\frac{29}{30}$ は、三石二斗二升餘であり、三石二斗二升少が、小月と無關係な數量ではない。がしかし、次の簡からすると、三石二斗二升は小月の支給量と簡単に言い切るには少しく問題がありそうに思える。

執胡燧長吳宗粟三石三斗三升少世取
侯史刑延壽粟三石三斗三升少□取

卒柳世三石二斗二升少自取
卒楊湯三石二斗二升少世取
卒李何傷三石二斗二升少世取

侯史延壽馬食粟五石八斗卒湯取

一五七・二

第五燧長董非子粟三石三斗三升少自取

卒張奴粟三石二斗二升吏非子取
卒莊忠粟三石二斗二升吏非子取

EPT五一・六一

第廿七燧長張德食三石三斗三升少

卒池信食三石二斗二升少
卒忠食三石二斗二升少

EPT五一・二四七

第廿三燧長李忠八月食三石三斗三升少自取

卒孫壽八月食三石二斗二升自取
卒周雅八月食三石二斗二升孫壽取

EPT五一・三〇三

ここでは、便宜上わずか四例を挙げただけであるが、三石三斗三升少と、三石二斗二升少が同一簡に記載されているのは、他に數多く存する。しかも、EPT五一・三〇三からもわかる様に、これらは同月の支給と見做される。つまり、た

とえ三石二斗二升少が小月の支給であったとしても、一方で同じ月に三石三斗三升少を受領している者がおり、何故兩者が混在するのか、説明が必要であろう。

三石三斗三升少と三石二斗二升少については、ひとまず措くとして、右にあげた四例の中からもわかるが、小月の支給例と覺しき月糧には、三石二斗二升少と三石二斗二升の兩種が存する。まず、この二つの價の意味するところを先に考えてみよう。

大月の支給量の $\frac{29}{30}$ である小月量は、大月が三石三斗三升少であるとすれば、正確には $3\text{石}3\text{斗}3\text{升} \times \frac{29}{30} = 3\text{石}2\text{斗}2\text{升} \frac{2}{3}$ となり、つまり、三石二斗二升以下、2の循環小數をもつ價である。そこから考えられること、それは、三石二斗二升、三石二斗二升少の二種の價は、嚴密には三石二斗二升……である數量を現實に即して處理したものであり、すなわち循環小數を切りあげたものが、三石二斗二升少、逆に切り捨てたのが三石二斗二升なのである。

$\frac{1}{3}$ 升を測るマスは、現實に存在している。しかしながら、0.2を計測するマスは、なかった。そこで二九日分の量を三石二斗二升もしくは三石二斗二升少のどちらかで支給した。それが小月の支給量の有様だったのである。

と同時に、次のことも言えるであろう。食糧としての穀物は、 $\frac{1}{3}$ 升を測るマスを使い、三升少の量が現實に支給され、支給量は、計測するマスの容量の規制を受けていたということも。

三石二斗二升少と三石二斗二升の兩者が簡文に記されている理由は、以上の如きであるが、三石三斗三升少と三石二斗二升少、三石二斗二升が同月の支給量としてともに登場している理由についてはなお未解決である。そのことを明らかにするには、簡文に散見する大石と小石の意味するところを検討することから始めねばならない。

(二) 大石と小石

穀物の容量を示す數値が記されている簡には、その數値の前に「大石〇〇石」「小石〇〇石」といった語が付くものが散見する。

出廩大石三石六斗

始元二年六月庚午朔以食蜀校士二人盡己亥卅日積六十人々六升

二七五・一二

入廩小石十四石五斗

始元三年正月丁酉朔丁酉第二亭長舒受代田倉監光

一四八・四七

こういった「大石」「小石」が何を意味するのか、從來からいくつかの異った説が提示されている。諸説をここで詳細にとりあげて逐一論評することは、やめておくが、概していえば、次の三つの見解に集約できよう。

① 小石とは國家が制定したマス、大石とは、民間で常用されていたマスであり、邊境の民間の計量では、戰國時代からの舊習に従い大石(大斗)を基準としていた。食糧支給にあたり、時にそれを明示し、又大・小の換算率を設定した。⁽¹⁹⁾

② 大石は粟(脱穀しないカラ付きのモミ)を計る大きな枡、小石は米(み)をはかる小さな枡のこと。⁽²⁰⁾

③ 大石・小石とは計算上の單位であり、枡に大小があるわけではない。計る對稱によつて大・小の二つの名稱が存し、大石とは米(み)、小石とは粟(モミ)を計つたもの。⁽²¹⁾

要するに容器の種類、民間と官用、粟と米などにそれぞれ基づき、又それを組み合わせて立てられた説といえよう。大石と小石が6對10の比率にあったこと、これは動かない。諸々の簡が明言するところである。

凡出穀十五石爲大石九石

一四八・一五

入糜小石十二石爲大石七石二斗

一四八・四一

入糜小石十二石爲大石七石二斗征和五年正月庚申朔庚通澤第二亭長舒受部農第四長朱

二七三・九

出糜小石三石爲大石一石八斗以食卒三人十二月辛卯盡庚子十日積卅人々六

二七五・二

入糜大石八石七斗爲小石十四石五斗 二年八月辛亥朔辛亥第二亭長舒受第六長延壽以食吏卒五人々六升

二七五・二

辛亥盡己卯廿九日積百卅五人

二七五・二一

大石六石 爲小石十石 征和四年十月壬辰朔癸巳第二亭長舒受將軍從吏德

二七五・二二

入糜小石十四石五斗爲大石八石七斗三年正月己卯朔辛巳第二亭長舒受第六長延壽

二七八・九

これらは全て、瓦因托尼(A10)、つまり小論で居延城倉が置かれたと推定したところから出土したものであり、何故、大石小石の換算値が記されている簡が、A10出土のものに限られるのか、その理由については、ひとまず措くとしよう。また大石、小石の他に大斗・小斗という名稱もある。

大斗三斗三斗一升二分

一四八・一七

斗五斗二升爲大斗

三〇八・一一

□大斗五斗二升

五三四・七

右にみえる五斗二升と三斗一升二分、それは10對6の比率にあり、大斗と小斗の比も大石小石のそれと同じい。

大石・小石もしくは大斗・小斗という兩種のマス、それがモミを測るかミを測るか、官用か民間常用か、いずれにしるもしそれが量器の種類とすれば、例えば先に圖をあげた「平都銅枱」は、大枱・小枱のどちらなのであろうか。銘文には、官名が刻されていることからすると、當然それは官用のものとなるうが、ならば民間用のマスは、どの様な刻文があり、そのマスが民間のものか官用のものか、どうして判別したのであろう。現存している漢のマスには、少くとも小石マスか大石マスかは明記されてはいない。

現存しているマスについてさらに言えば、その容量は、一升あたり200 ml前後、「平都銅枱」も194 mlで、ほぼそれに含まれる。いま、200 mlが大升とすれば、小升は $333\frac{1}{3}$ ml、200 mlを小升とみれば、大升120 mlだが、一升が330 ml、又は120 mlの容量をもつマスは、存在していない。つまり當時のマスに、大小の兩種のものがあつたとはいへないのである。又、民間常用のもの、官用のもの、その兩種があつた、それがマスにしる、又計測單位であるにしる、戦國時代ではともかく、統一秦以降、官が兩種の存在を認めて公用していたはつきりした證據は、ない。

ところで、何よりも問わねばならないのは大石と小石の換算比、それが6對10であるその法定比率が何に基づいて定められたのかということであろう。そこで参考になるのは、睡虎地秦簡倉律の次の一條である。

□石六斗大半斗春之爲糲 \times 米 \times 一石爲鑿米九 \times 斗 \times 爲毀米八斗稻禾一石有米委賜粟禾稼公盡九月

一〇八⁽²⁾

其人弗取之勿鼠

倉

一〇九

一〇八簡の上端、缺失しているが「粟一」が入ると見てよい。右の倉律の規定は、穀物(粟)を糲米↓鑿米↓毀米と順次脱穀・精白をしていく上での容量の法定比率を述べたものだが、最初の粟から糲米に移る時、つまりモミからモミガラを除去する脱穀——それが最低食用に供する脱穀と考えられるが——の場合、粟一石六斗に對して糲米一石の割合に換算されている。つまり、10對6の比率に他ならない。

モミつき穀物(粟)と、穀皮をとったミ(米)の比率が10對6と見做されていることは、出土資料のみならず文献史料からも検証できる。『史記』太史公自序の「糲梁之食」に付けられた臣瓚注、

瓚曰、五斗粟、三斗米、爲糲。

ここに言う糲も睡虎地秦簡と同じく、粟を脱穀したものである。

正義曰。糲、麤米也。脱粟也。

さらに『九章算術』粟米にも、粟と糲米の比率を10對6にしている。

今有粟一斗。欲爲糲米。問得幾何。答曰爲糲米六升。術曰。以粟求糲米。三之。五而一。

そして他ならぬ居延漢簡の中に次の一簡を見出すことができる。

粟一斗得米六升

一一〇・四

小石と大石の比率、10對6は、やはりモミとミとの比と考えるのが自然であろう。

もとより、この比率を脱穀の有無と結びつけることには異論も出されている。たとえば、『九章算術』でもそうである様に、脱穀にはいくつかの段階があり一定したものではなく、又穀物の種類によってモミとミの比率に差がある。にもかかわらず一率に10對6とすることはおかしいと⁽²³⁾。また別に、こういった疑問も提出されるだろう。漢簡に記載されている容量、そこには大石・小石が必ずしも明記されているわけではない。單に容量だけが記されている價は、大石・小石のどちらなのか。

まず、はっきりと述べておきたいのは、この10對6という比率は、穀物のモミとミの容積を官で換算する法定レートであつて、現實のモミとミの容量の比を正確に示したものではない。穀物の種類により、モミとミとの比率にも當然差が生ずるが、このことは問題とせず一率にとり扱い、又、脱穀の段階もその第一段階の穀皮をつけたものと除去したものに大別して比率を定めた、これが10對6の法定レートだということである。

私は、大石・小石とは二種のマスを言うのではなく、モミつきの穀物を測定した場合の單位を小石、モミからモミガラを脱穀したミの容量の單位を大石とし、その間の比率を10對6と決めたのだと考える。つまり、一升のマスにモミがらつきの粟を入れて測つたものは小石〇石〇斗〇升、脱穀した米を入れて測つた場合、大石〇石〇斗〇升となる。またそれは、穀物の名稱でもって規定されているわけでもない。すなわち「出穀〇〇石」「入粟〇〇石」とあつても、「穀」「粟」だけでそれが大石・小石が決まっているわけではない。確かに粟とは、カラつきのアワとしても、「入粟大石廿五石」(EPT六・一〇三)などとあるのは「受領した粟、脱穀した場合廿五石とみなした量」といった意味にとるべきである。

右の結論をふまえて、いまひとつの疑問、單に容量だけが記されている場合云々について考えてみよう。

大・小石とは、脱穀の有無によって生ずる單位であることからして、脱穀とは無関係のもの、例えば鹽などの量を表す場合には、大石・小石はもとより無関係である。脱穀を要する穀物にあってはどうか。

先にあげた簡だが、食糧支給に關するものを例にしてみると

第十一燧長□十二月食三石三斗三升少卒王利取

卒□□月食三石三斗三升少自取
卒王利月食三石三斗三升少自取

二〇六・一九

ここでの量「三石三斗三升少」は、後の行論の過程でよりはっきりするが、小石の價とみてよい。三石三斗三升少を大石に換算すると二石、いささか穿ちすぎかも知れぬが、そも「大」($\frac{2}{3}$)、「少」($\frac{1}{3}$)といった循環少數の計量價が支給量として設定されているのは、脱穀後の量が整数となるからではなからうか。

とまれ、右の二〇六・九簡に表記されている量は、小石である。ならば、大・小が記されていないのは、全て小石の單位かと言え、そうでもない。

出粟二石 廩候長楊禹六月食

一七七・一三

右の簡は候長楊禹に六月分の食糧として二石を支給したことを記した帳簿だが、ここでの粟二石とは、小石三石三斗三升少の $\frac{6}{10}$ 、つまり大石の價と考えられる。則ち、簡文に記されている容量は、小石、大石の両者が存するとせねばなるまい。もとより、一本の簡の中に注記なしで大石・小石が混在していること、これは恐らくあり得ないであろう。しかし

ながら、簡毎の穀物について、あるものはそれが大石の價で、あるものは小石の價で記入されていることは間違いない。では、大石・小石、當時にあつてそれがどうして判るのであろう。

一七七・一三簡にいまいちどもどる。これは、粟の支出についての帳簿であるが、簡はもとは連続された少なくとも四枚の簡からなる簿の一片と考えられる。一七七・一三の出土地は、A33（肩水候官址）だが、そこから同等と覺しき次の簡が出土しているからである。（写真は、一七七・一三簡も含む）

出粟二石 粟夷胡隧長朱處六月食

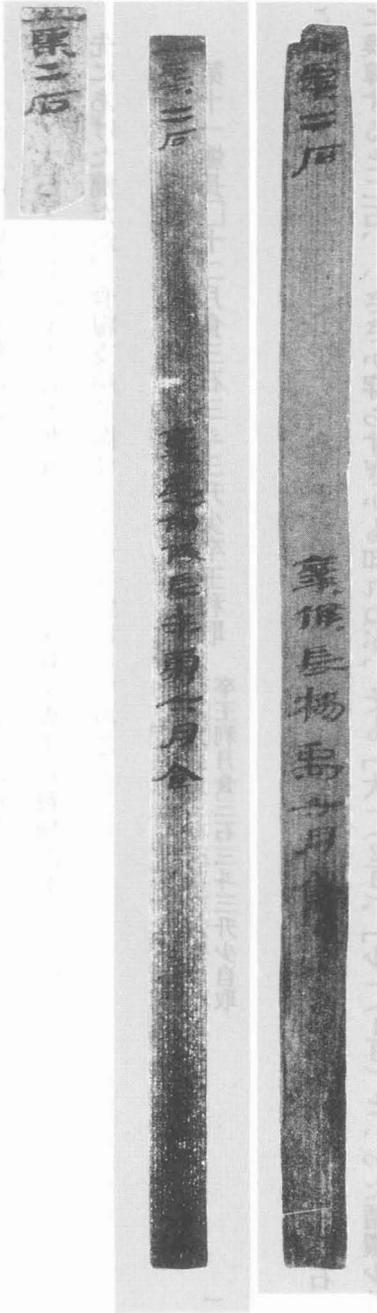
二五〇・五

出粟二石

一七七・一〇

右吏八人 用粟十六石

一七七・一一



同じ書式をもつ同筆筒として、A 33出土の次の四簡もあげることができる。

出粟六百廿五石 兩

八斗 貝 須 平 宜 于 土 也

出粟一石九斗三升少

一七五・一三

出粟一石九斗三升少

嘉 二 羊 六 日 辛 申 粟 蜀 官 倉 出 粟 一 石 九 斗 三 升 少

一七五・七七・九

大 斗 三 升 少

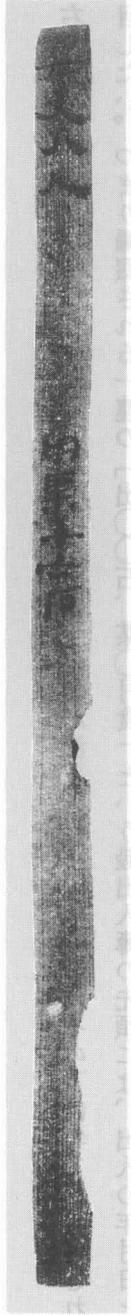
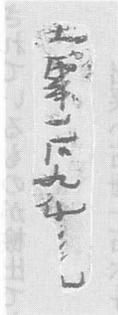
廩并山燧卒賈延六月食

一七七・一五

粟一石九斗三升少

廩廣谷燧卒秦訟尹六月食

一七七・一九〇



初めの(一七七・一三)(一七七・二〇)(二五〇・五)(一七七・一一)の四簡について言えば、一人あたり一月二石の食糧支給であり、先にも述べた様にこれは大石の價である。一方の(二二五・一三)(一七七・九)(一七七・一五)(一七七・一九||二〇)簡の一石九斗三升少という數量は、 $\frac{31}{33} \times \frac{29}{30} \times \frac{9}{10}$ の價であり、小の月の大石支給分と考えられる。要するに右二つの連綴簡の穀支給帳簿は、大石にて計上されているとせねばならない。同じ「粟」という語が見える簡でもそこには小石・大石が含まれており、「粟」でもって大小石が區別されているわけではないこともここから言えよう。

ところでこういった「出」が簡頭に記されている簡(これを穀出入簿と呼ぶ)を集めてみるとそこには大石・小石が明記されているものが検出できる。

出粟小石卅一石六斗六升大	陽朔三年	八・五B
出粟小石一石五斗	陽朔四年十一月丁丑	一七八・五
出粟大石一石八斗	以食吏一人十一月己卯朔己卯	四八八・五
出粟小石九石六斗	鴻嘉二年六月辛卯甲渠候官令史 傳柱馬食	EPT四・九一
出粟小石八斗		EPT四・一〇八
出粟大石廿五石	八年 月庚午官 守土吏立	EPT三一・一五
出粟大石廿五石		EPT四三・七八

右の簡の中には、斷簡も含まれているのだが、大・小石が注記されている簡は、その下に年月日も付されていることに注目したい。つまり編綴される一連の「出〇〇石、某〇月食」という穀出入簿の先頭には、出入の年月日とともに「出小石

○石」「出大石○石」といった大・小石が記されており、以下に續く簡には、それらが省略されていると想定されるのである。出土している簡は、單獨の離れの簡であったとしても、本來帳簿として編綴されているものには、大小石の注記がなされ、それ故、記載される量はそれが大石か小石か混亂することはない。

以上は、「出粟」という語が簡の冒頭に記された穀出入簿についてのこと、他の書式の簡でも同様かと言えば、そうとも言えない。

○○燧長（姓名） 三石三斗三升少

卒（姓名） 三石三斗三升少自取
卒（姓名） 三石三斗三升少自取

右の様式、簡頭に機關名と責任者の官職姓名を記し、以下に吏卒の姓名と一ヶ月の穀物の配給量を列記したうえ、「自取」「取」を記している簡はこれまで例としてしばしばあげてきたが、そこでの數量は、ほぼ全てが「三石三斗三升少」「三石二斗二升少」「三石二斗二升」という量であり、これは小石によるものと考えられる。この様式の簡で大石の價が書かれているものはなく、又大・小石が注記された簡が先頭に位置したと想定するのも難しい。

要するに小石で統一されているものと、大石・小石が先頭簡で示され以下省略されるもの、それらは帳簿の様式に従ってあらかじめ原則が決められていたと考えられるのである。²⁵⁾

穀物に關する帳簿の分析は、後節でとりあげることとして、帳簿の種類とそこにあらかじめ決められている大石・小石表記とは別に、實はもう一つ別の方向で大石・小石についての原則があったと私は考えている。それは、支給すべき對象によって、モミつきとミの區別があったのではないかということである。

(三) 支給對象

穀物の脱穀の有無により大石・小石の區別がなされ、その比率が決められていたといふことは、とりもなおさず官が脱穀を経た穀物を支給する場合と未脱穀の場合の二つの異なるケースがあったことを示すに他ならない。確かに、脱穀米で支給したことは、次の一連の簡が物語る。

居延都尉	奉穀月六十石	EPF二二・七二
居延都尉丞	奉穀月卅石	EPF二二・七三
居延令	奉穀月卅石	EPF二二・七四
居延丞	奉穀月十五石	EPF二二・七五
居延左右尉	奉穀月十五石	EPF二二・七六
・右以祖脱穀給歲竟壹移計		EPF二二・七七

右の六簡は、居延都尉をはじめとした吏に支給する奉祿の價を記したものである。EPF二二・七七にみえる「祖脱穀」とは糶米、すなわち脱穀した穀物のことで、官が脱穀米を支給したことを明確に示す。

一方、官が粃つきのままで支給していた場合があったことも間違いない。1 $\frac{1}{3}$ 升のマスが現に存在していること、小月の支給量を三石二斗二升二……を切り捨てるか又は切りあげて処理をしたといふことは、実際に小石、モミつきの穀物をマスで測って支給したことを意味する。では官は如何なる場合に脱穀したものを出し、未脱穀のモミつき穀物はどの様

□斗一升
 □燧卒王博 當曲燧卒王安世
 □止害燧卒王憲 駟望燧卒□□
 □止北燧卒□□

一三三・二五

これらは、「廩名籍」と呼ばれる食糧支給者の臺帳と推定されるが、そこにあがっているのは全て卒である。二四・二簡は、第廿三部所屬の卒だが、一つの燧は三名の卒、おそらくそれが燧に配屬される戍卒の全員としてよからう。ところがそこには、各燧の長、燧長をはじめとする吏は一人として擧がっていない。吏についての廩名籍は、別に作成されていたのに相違ない。

この様に吏と戍卒それぞれが別々にまとめられた臺帳が存在するということは、つまり兩者に對する支給型態が異なるからではないだろうか。特別な場合を除いて、通常吏は脱穀した穀物を、卒は未脱穀のものを食糧として受けとっていたのである。

この様に考えてこそ、吏卒の一ヶ月の食糧の受領を記す簡

第三燧長李忠八月食三石三斗二升少自取

卒孫壽八月食三石二斗二升自取
 卒周雅八月食三石二斗二升孫壽取

EPT五一・三〇三

などにおいて、同月であるにもかかわらず、三石三斗三升少を受領する燧長と、三石二斗二升を受けとる卒が存在するかという疑問が解けるのではないだろうか。卒と吏に對する支給量が一本の簡に記されている——それは一つの烽燧に所屬する吏卒全員のものである——こういった形式の簡において、吏は常に三石三斗三升少であり、對して卒は大月・小月によって三石三斗三升少と三石三斗二升の區別が生じ、吏が三石二斗二升を支給される例はない。つまりこれは、吏には

大小月にかかわらず、脱穀を経た穀物二石を支給、卒には未脱穀三石三斗三升少（大月）が支給されていたからだと思は考えたい。かりに吏の二石を小月分に換算すると一石九斗三升少となり、二石との差はわずかなもの、従って脱穀した穀物を受けとる吏は、一律二石だったのでなからうか。⁽²⁶⁾

以上、大・小石について、それが意味するもの、簡文に記入されている數量が大・小石のどちらと考えられるのかにつき検討してきた。後者、特に大石・小石が注記されていない簡に關して言えば、一つには連続された場合の帳簿の先頭簡からそれが判るもの、又別には、支給する對象によつてすでに原則が決まっております、いずれにしても當時にあっては混亂が生ずることはなかつたにちがいない。⁽²⁷⁾

換言すれば、右に述べたことは、穀物支給と受領に關する帳簿の種類によつて大石・小石の區分が自ずとつけられていたとも言えるかも知れぬ。次節では、支給帳簿をとりあげよう。

(四) 簿 籍

吏卒の食糧支給・受領に關しての簿籍には「廩名籍」「穀出入簿」「食名籍」「當食者案」と名づけられた簿と籍があつたことが、表題簡から明らかになっている。

各簿籍の内容と性格については、すでに永田英正氏による分析があり、⁽²⁸⁾各簿籍の性格が詳述されているが、氏とは若干意見を異にする點、又、新居延簡により補足できる所もあるので、以下で逐一再検討してみたい。

廩名籍

表題簡としては、

- ・ 萬歳部建平五年五月吏卒廩名籍 五五・二四〇一三七・二〇
- ・ 肩水候官元康元年五月戌卒廩名籍 一〇九・一
- ・ 第廿三燧倉河平七月吏卒廩名籍 第廿二候長 一七六・三八〇・一九〇・一〇〇一・一九三・七
- ・ 北部永光三年六月卒廩名籍 一七七・一四
- ・ 建□□年十二月吏卒廩名籍 二〇三・二五
- ・ 甲渠官居攝三年三月吏卒廩名籍 二八七・九
- ・ 第四部建始五年正月吏卒廩名籍 EPT五三・二

などが検出され、その表題からして、部単位（候官に所屬する戌卒は候官）で作成され、それが部から候官に送付されたことがわかる。

永光三年六月乙卯朔
廩名籍一編敢言之 □□

一七七・四

建平三年八月己卯朔乙
廩名籍一編敢言之 □□

EPT六五・四一〇

右二簡は、廩名籍の送り状であり、一七七・四は肩水候官址（A33）、EPT六五・四一〇は甲渠候官址（A8）、ともに候

官から出土しており、またA 33からは、次の検も出ている。

肩水候官

廩名籍
穀簿
歳留

五・一六

部で作成された廩名籍が候官に送られることをこれらの簡は如實に示しているとみてよい。

この廩名籍とは、食糧の支給を受ける豫定者の名簿であり、ただ所屬と姓名だけが記入され、受領のサインもない。永田氏による分類V—ローaにあたるもの

機關名、某月廩名

戊卒某 (姓名)
戊卒某
戊卒某
戊卒某

右の書式の具體例は、すでに拙稿四一頁であげた二四・二、一六八・一九、一三三・二五簡である。以上の解釋は、永田氏がすでに行なっており、廩名籍に関しては、氏の説に異論はない。

食名籍

食名籍の名が確認できる簡は、次の四簡があがる。

元延三年四月丙戌朔甲寅南部
五月食名籍一編一編敢言之



七五・九

□吏卒□言之謹移省卒□大入食
十二月食名籍一編敢言之

五三六・一四

建平三年六月庚辰朔戊申萬歲候長宗敢言之謹移部卒
廩七月食名籍一編敢言之

EPT四三・六

建平三年二月王子朔辛巳第十五燧長□
□廩三月食名籍一編敢言之

EPT六五・一二三

永田氏は、「食名籍」と「廩名籍」とは、同類のものとするが、新居延簡によってこれは少し修正せねばならない。

まず「食名籍」という名稱、EPT四三・六、EPT六五・一二三の二簡からすると、正しくは「廩某月食名籍」と見るべきであろう。さらにこの名籍は、先の「廩名籍」(「某月吏卒廩名籍」とは類を異にする。「廩名籍」は食糧受領豫定者の名籍、すなわち食糧支給にあたり事前に部から候官に送付されるが、「廩某月食名籍」はそうではない。

右にあげた四簡を詳しくみてみよう。その送付月日は、四月二九日(七五・九)、六月二九日(EPT四三・六)、二月三日(EPT六五・一二三)と、例外なく月の晦日の日付をもつ。普通、食糧は、該當月の前月に支給されるが、それは晦日ではない。一方「廩名籍」は、晦日に作成されるわけではなく、断片ではあるが唯一その手がかりを示す簡、EPT六五・四一〇

建平三年八月己卯朔乙酉
廩名籍一編敢言之

EPT六五・四一〇

を見れば、これは八月七日、一七日、二七日のいずれかの日付をもつもので、少なくとも晦日に送られたものではない。

月の最終日に送られる「食名籍」(廩某月食名籍)と、「廩名籍」(某月吏卒廩名籍)とは、性格の違ったものとせねばならぬのである。

では兩者はどこが違うのであろう。普通、食糧が前月に支給され、その月の最終日に支給に關する簿籍が作られるとすれば、それは食糧受領豫定者の名籍ではなく、すでに受領した領收者のリストとしか考えられない。「廩某月食名籍」とは、某月の食糧を廩けとった者の領收籍なのである。

「廩某月食名籍」も、「廩名籍」と同じく各部で作成され候官に送付される。EPT四三・六は、萬歲部から甲渠候官に送られたことを、七五・九は、南部から肩水候官に送られたとみてよからう。部では、申請に基づいて候官から支給された食糧につき、所屬の燧に配給し、その受領を月の最終日に候官に受領書として提出したのである。

その「廩某月食名籍」の内容、具體例はどういった簡なのであろう。私は、前節の大小石の検討にあたってとりあげてきた、

○○燧長(姓名) 三石三斗三升少 卒(姓名) 三石三斗三升少自取
卒(姓名) 三石三斗三升少自取

右の書式をもつ簡(永田氏分類V—P—C)こそ「廩某月食名籍」そのものではないかと考えている。

この書式の簡で注目されるのは、燧單位で作成され、受領者ごとに配給穀物量と「自取」「取」そして簡によっては、チェック「P」が入っていることである。氣がかりなのは、この「自取」「取」が別筆で記入されているものと全てが一筆のものがあり、どちらが通例かわからないことだが、概して言えば、「自取」「取」まで全て一筆で書かれたものの方が多い。

ところで、この書式の簡は全て候官址から出土している。とならば、これらは候官で作成されたものと考えざるべきなか、それとも候官に送られてきたものなのか。その手がかりとなるのが「自取」「取」の意味するところであろう。

「自取」「取」は、言うまでもなく受領を言うが、その場所はどこであろう。いま候官で受領したとすれば、各燧は燧長、吏卒の中から何人かを候官まで出頭させ食糧を受領していたことになる。しかしながら食糧としての穀物の流れは、都尉府直屬の倉（城倉）から候官へ、そして候官から部の倉へ運ばれたと考えられ、候官へ食物を受けとりに来るのは部單位であった。

□□將部卒詣官廩正月戊寅蚤食入

二四四・四〇二四四・六

第二燧長褒將部卒詣官廩三月丙戌蚤食入

一三三・一六

第一燧長詔將部卒詣官廩六月癸丑平旦入

二五四・八

第十四燧長鳳將部卒詣官廩六月癸丑平旦入

八九・一一

これらは、燧長が所屬する部の食糧を部卒をつれて受けとりに来た詣官簿である。

食糧が部に運ばれ、そこで各燧に支給されるとなれば、燧單位の受領を記す「廩某月食名籍」は、やはり部で作成され、そこに見える「取」「自取」は、部で受けとったと考えねばならない。全てが一筆で書かれている簡が少なからずある以上、「取」「自取」は部で記されたと見るのが自然であろう。だいいち燧の吏卒がいちいち候官にまで出頭して受けとり、そこで受領のサインをしたとするのは不自然ではないだろうか。

以上のことから、永田分類V—ロ—cの書式をもつ簡は、「廩某月食名籍」の内容簡であり、それは部で作られて候官

に送られたものと考えられるのである。

穀出入簿

- ・ 甲渠候官建昭三年十月 三三・九
- ・ 甲渠候官甘露五年二月穀出入簿 八二・六
- ・ 第廿六レ廿五倉五鳳五年正月穀出入簿 一〇一・一
- 九月穀出入簿 一一三・一六A
- ・ 收虜倉河平元年七月穀出入簿 一三五・七
- ・ 吞遠 三年十月穀出入簿 一三六・一六
- ・ 吞遠倉建昭三年二月當食案・穀出入簿 一三六・四九
- 遠燧倉建平四年十二月穀出入簿 EPT四三・六三
- ・ 甲渠候官神爵三年九月穀出入簿 EPT五二・二〇三
- ・ 甲渠候官初元二年六月穀出入簿 EPT五三・二二二
- 始建國二二年盡五年 EPT五九・三一九
- 六月穀出入簿

右に列挙したのは、穀出入簿の表題簡である。穀物の納入と支出を記すこの帳簿の様式は、

入(粟)○○石 某年某月干支 吏某(名)受某

出(粟)○○石 以食○人某月食

とある簡頭に「出(入)粟(穀・糜・麥)」と記され、その下に穀物の數量がつづくもの、永田英正氏の分類では、V—Y—| a・bであることは間違いない。ただ年月日については、先に詳述した如く、連続の帳簿の場合、先頭簡にのみ記入されるのが一般であった。

永田氏も分類V—Y—| a・bを「穀出入簿」と定義はするが、しかし一方、表題簡にみえる「當食案及穀出入簿」なる帳簿の存在も指摘し、食糧支給臺帳(當食案)が各倉で作られ、その「當食案」「當食者案」に受け取りの記録——「自取」「取」が加筆されて、それが「當食案及穀出入簿」として再生すると氏はいう。より具體的には、まず

第四燧長張臨五月食粟三石三斗三升少 卒成□五月食粟三石三斗三升 卒魏羽五月食粟三石三斗三升
卒□常五月食粟三石三斗三升

右の様式の簡があり、それが當食案、そこに受領が加筆された簡が、次の一八〇・二〇三にみられるもので「當食案及穀出入簿」ということになる。

「四月壬戌自取……」 卒成□五月食粟三石三斗三升「四月癸未卒魏羽取」
第四燧長張臨五月粟三石三斗三升少 卒魏羽五月食粟三石三斗三升「四月癸未自取」
卒□常五月食粟三石三斗三升「四月癸未……」

一八〇・二〇三

食糧支給の仕組みを帳簿の變化・加筆から解明した氏の説は、大變魅力的である。がしかし、私はいまひとつ首肯できな

い。

一は、「當食案及穀出入簿」又は「當食案・穀出入簿」といった単一の簿籍が存在するのかということである。「A及B」の書式をもつ表題については、穀出入簿以外にも検出でき、たとえば

・神爵二年鉾庭部吏卒被兵及留兵簿 ● □

建武四年正月廿七日己酉白書及案庾主者吏名月言簿

EPT五三・三六

EPF二二・三三八A

EPT五三・三六についていえば、「被兵簿」と「留兵簿」の二種の簿と見るべきではなからうか。さらにEPF二二・三三八Aに至っては「正月廿七日付の白書」と、「案庾主者吏名月言簿」とが単一のものとは考えられない。また「・」で結ばれている「當食案」と「穀出入簿」、その「・」はそれぞれ別個のものであることの表示ではないだろうか。

二つめの疑問は、氏が例としてあげる一八〇・二は、第四燧長張臨、及びその屬下の戍卒成□、魏羽の名が掲げられていることから、この書式は、本来「籍」に分類すべきもの、それが加筆を経て「簿」と呼ばれるものに姿を變えるということに果してなるのかということである。やはり「簿」と「籍」は、厳然として區別され交差することはなかったのではなからうか。

疑問の三番目は、一八〇・二Ⅱ三の「取」「自取」に注目すれば、氏の説に従えば、當食案が送付された機關は、具體的には候官の倉ということになる。ならばこの書式の簿籍つまり永田氏分類V—ロ—cのもので「取」「自取」が記入されているものも含めて、各燧は全て候官に出頭して食糧を受領すると解さねばならず、それは部倉の存在、部が食糧受給關係の文書をとりとまとめるという点からして、不自然である。

以上のことから、私は氏の説には同意できず、「當食案」と「穀出入簿」は、別種のもので、一八〇・二二三の簡は、先の「廩某月食名籍」だと思われる。⁽²⁾

なお、「穀出入簿」は、すでに言及した如く、簡頭に「出(入)粟〇〇石」と「出」「入」がまず明記される書式をもつものであるが、かかる帳簿は、言うまでもなく穀物の出入を扱う機關が記録するもので、部から候官に送られる類の簿籍ではなく、あくまで候官で作成され保管される帳簿と考えられる。これをあえて付言したのは、何故「當食案」＋「穀出入簿」としてまとめられるかその理由を探ってみたいからである。當食案に移ろう。

當食案

居延漢簡の中には、「當食案」のほか、功勞案(二五七・九、EPT四・五〇、EPT五一・九)、(EPT五三・二二、EPT五三・一三九)、功案(二二八・三一)、卒物故案(EPT五八・三八)といった「某某案」なるものがみえる。別に、「功勞墨將名籍(自占書功勞墨將名籍)」「(二八二・七、EPT五・一)」「物故衣出入簿」(五六・四〇A)「物故名籍」(EPT五三・三七、EPT五九・一二)「物故餘見簿」(EPT五九・六八四)などがあり、案と簿・籍の關係は、ひとり食糧支給に限ったことではない。

永田氏は、「當食案」とは、候燧から送られた「廩名籍」に基づいて作られた食糧支給臺帳と定義する。「廩名籍」には、支給量が記入されておらず、ただ受給者の所屬と名のみである。それにもとづき、支給機關(その代表が候官であろうが)で各吏卒に支出する食糧を積算した帳簿、これが「當食案」「當食者案」と呼ばれるものであろう。同じく、「功勞案」は、あらかじめ提出された「自占書功勞名籍」にもとづき、候官においてなされた功と勞の積算評定であり、「卒物故案」とは、死亡した卒のリスト(卒物故名籍)に従って作成された衣服・兵器の算定書と思われる。「當食案」について下された

永田氏の定義に異論はない。

この「當食案」に従って、食糧が支給されその段階で支出簿が作られる。豫算と精算もしくは決算と言うべきか、兩者は當然、帳尻が合わねばならない。「當食案」と「穀出入簿」の二つがまとめて保管されている事由は、まさにこのことを示していると考えられるのである。

こういった性格の「當食案」ではあるが、實はこの簿籍が具體的にはどのような内容なのか、明確に示すことができない。一八〇・二二三簡を當食案の原型とみる永田説を否定した以上、代案を示さねばならないのであるが、現段階で確たる案が出せないのである。強いていえば、「某月食用穀〇〇石」との記入をもつ簡

五月食用穀卅八石

EPF八八・八六七

などの書式のもので、「當食案」の斷片かとも思えるが、⁽³⁰⁾いま少し検討を要する。

食糧支給と受領をめぐる簿籍につき、ここで總括すれば、次の如き流れで作成・提出されていくと考えてよからう。

一般的に吏卒の食糧は、該当月の前月に概算支給される。まず各部から食糧の支給豫定者のリストが候官に提出される。この名籍を「廩名籍」と呼んでいるが、そこにはただ所屬と姓名だけが記入されており、支給量は記されていない。「廩名籍」を受けとった候官では、それに基づき支給者毎の支給量を算出した支給臺帳を作る。これが「當食者案」と考えられる。

候官から各部には、おそらく月の中旬あたりに支給され、各部は何人かの者を派遣して候官に受けとりに行かせる。そ

してそこでの穀物の支出に際して作成されるのが「穀出入簿」（正確には、「穀出簿」と言うべきであろう）であり、その支出の總量は、すでに作られている「當食案」の積算量と合致すべきもの、それ故、「穀出入簿」と「當食案」は、二つ合わせて候官に保管されたに違いない。

さて、候官から部にもちかえった食糧は、部から各燧に下され、最終的には吏卒各人にわたる。各燧毎に、燧長以下、卒に至るまで受領者の名と受領量、そして受領の注記をした領收簿が存する。これは部から燧に支給する段階で受領の記入がなされ、部で作成・整理されて月の晦日に候官に送られる。受領證とも言うべきこの名籍が、「廩某月食名籍」に他ならない。

以上、エチナ川流域の食糧支給の實態につき倉の種類とその配置、倉官と倉の管理、食糧支給量と支給様態、そして食糧支給にあたって作成し送付される簿籍について検討してきた。「漢代穀倉制度」と題した拙稿のめざすところは、邊境の食糧支給制度の解明であり、かかる意味で主要目的はこれで果たされたとしたい。

ただ問題として残るのは、冒頭「はじめに」において言及した様に、邊境の制度があくまで邊境の特殊性をもったものなのか、否、内地の郡縣にあってもそれは共通した實態を有するものなのか、さらにかかる制度がいつごろから體系づけ制度化されたものなのか。つまり空間的問題と時間的遡及の二點は、少くとも十全に解答が得られないにしても、無視することは許されないだろう。

そこで、拙稿の最後に、問題の提起という形ででも右の二點につき言及することにしよう。とり扱うものは、秦律における倉律である。

第三章 睡虎地秦律の穀倉

(一) 倉律・效律の二・三の條文

睡虎地秦簡のなかで、穀倉の管理をめぐる規定が數多く見られるのが『秦律十八種』の「倉律」と「效律」、及び獨立してまとめられている『效律』であること、ここで改めて言うまでもなからう。

すでに拙稿第二章において、脱穀時の法定比率を論じた際に、「倉律」一〇八・一〇九簡を引用し、漢簡にみえる小石と大石の10對6の比率は、すでに秦律の中に確認することができると述べた。比率、それが實際の容量ではなく、あくまで法定の換算率であり、何故かかる比率が規定されねばならないのかと言え、官が支給する際に脱穀・未脱穀の兩種があったからに他ならないからだとも指摘した。秦律において脱穀率の規定があること、大小石による兩種の支給が、ひとり邊境に限られたものではなく、又、時代的にも漢代に始まったのではないことをこれは物語るであろう。

睡虎地秦簡の内容は、墓主喜が縣令史や縣治獄であったことからして縣の行政・司法に關する條文が多いことこれまでしばしば指摘されている。邊境の統治行政では内地の縣は、候官に相當し睡虎地秦簡と居延漢簡は、その對象とする行政單位において一面共通する基盤にあると言えるかも知れない。秦簡にみえる穀物管理の様態を簿籍のうえから瞥見してみよう。

縣上食者籍及它費大倉與計偕都官以計時讐食者籍

倉

一〇四

「縣は、食者籍と他の諸費を大倉に提出し、毎年の上計と一緒に行なう。中央の官府⁽³¹⁾では決算時に食者籍を點檢する」ここでいう「食者籍」とは、食糧受給者の領收簿に相違ない。そこには支給者の名と支給額、さらには受領の注記が簡條書きされており、大倉において保管されている支給臺帳と逐一對比して點檢した、「讐」という語義から私はかく推測する。そして、この推測に誤りがなければ、「食者籍」とは、居延漢簡に見える「食名籍（廩某月食名籍）」に相當するもの——もつとも、秦簡の「食者籍」は年單位のものであり、月單位の「食名籍」とは全く同じではないが——であり、それと對校すべき簿籍、すなわち居延においての「廩名籍」もしくは「穀出入簿」「當食案」の類が備わっていたと考えられるのである。

「食者籍」とは別に、「廩籍」と稱される簿籍が秦簡にはみえる。

入禾稼芻藁輒爲廩籍上内史・芻藁各萬石一積咸陽二萬一積其出入增積及效如末 倉 九五

者必先度故積當堤乃入焉後節不備後入者獨負之而書入禾增積者之名事邑里于廩籍萬 九二

入禾萬□□□□比黎之爲戶籍之曰其廩禾若干石倉嗇夫某佐某史某粟人某是縣入之縣（效律） 二三五

「廩」とは、本來は芻藁などを収めるサイロの様なものであるが、簡九五でも明らかのように禾稼（穀物）を納める倉も廩と總稱され、そういった倉に穀物を出し入れするとき、穀物の量、及びそれに關係した倉官等の名を書いた帳簿が「廩籍」である。すなわち、それは、所謂「穀出入簿」に他ならない。

なお、ここで付言しておきたいのは、居延漢簡においては、「簿」と「籍」が嚴然と區別されているが、睡虎地秦簡には、「○○簿」と稱する帳簿は見えず、全て「籍」で統一されている。そこに記入する（籍之曰其廩禾若干石……）という本

來の意味が残り、籍と簿に帳簿が未だ分化していなかったと言つてよいかも知れない。

とまれ、秦簡にみえる穀倉關係の簿籍と、居延漢簡で確認されたものとの間には、左程大きな懸隔はなかったかの如くに思える。すなわち、倉の管理のあり方の共通性を認める方向に一步近づくわけだが、しかしながら、これに關しては、避けて通れない問題が存する。

(二) 倉律（八八〜九四簡）の解釋

睡虎地秦簡、秦律十八種「倉律」は、倉の管理、穀物の支給等々に關する様々な規定を含むが、とりわけ穀倉の管理をめぐつて次の律文は無視できない。

[A] 入禾倉萬石一積而比黎之爲戶縣嗇夫若丞及倉鄉雜以印之而遺倉嗇夫及離邑倉佐主

八八

稟者各一戶以氣自封印皆輒出餘之索而更爲發戶嗇夫免效者發見雜封者以隄效之而復

八九

雜封之勿度縣唯倉自封印者是度縣出禾非入者是出之令度之之當堤令出之其不備出者負之

九〇

從來、この簡の解釋については、太田幸男氏と大櫛敦弘氏の間で異なつた説が出され、論争が續いている。⁽³⁾ 兩者の意見の相違は、この律文を通して管理の對象となる穀倉に異つた性格の倉の存在、つまり一般農民と縣の共同で管理する倉と、縣のみの管理に置かれている倉を條文の行間に讀みとれるか否かが重要な争點になっていると言つてよいだろう。

ところで、倉律「A」に見える規定は、秦律十八種の一つ「效律」、及び單行律として睡虎地秦簡に入っている「效律」

にほほ同文とおぼしき所がある。

〔B〕 入禾萬□□□□比黎之爲戶籍之曰其厝禾若干石倉嗇夫某佐某史某稟人某是縣入之縣

嗇夫若丞及倉鄉相雜以封印之而遺倉嗇夫及離邑倉佐主稟者各一戶以氣人其出禾有

書其出者如入禾然 效

嗇夫免而效者見其封及隄以效之勿度縣唯倉所自封印是度縣終歲而爲出凡曰某厝出禾若干

石其餘禾若干石倉嗇夫及佐史其有免去者新倉嗇夫新佐史主厝者必以厝籍度之其有所疑

謁縣嗇夫令入復度及與雜出之禾贏入之而以律論不備者

效

〔C〕 入禾萬石一積而比黎之爲戶及籍之曰某禾若干石倉嗇夫某佐某史

某稟人某是縣入之縣嗇夫若丞及倉鄉相雜以封印之而遺倉嗇夫及離

邑倉佐主稟各一戶以氣人其出禾有書其出者如入禾然嗇夫免而效者

見其封及隄以效之勿度縣唯倉所自封印是度縣終歲而爲出凡曰某厝

出禾若干石其餘禾若干石

倉嗇夫及佐史其有免去者新倉嗇夫新佐史主厝者必以厝籍度之其有

所疑謁縣嗇夫令入復度及與雜出之禾贏入之而以律論不備者禾芻稟

〔B〕は、秦律十八種中の「效律」、〔C〕は獨立した『效律』、〔B〕と〔C〕は、同じ效律であることから同文である。以下、〔A〕の倉律

二三五

二三六

二三七

二三八

二三九

二四〇

二九五

二九六

二九七

二九八

二九九

三〇〇

三〇一

を[B][C]を参照しつつ解釋していこう。その中で太田、大櫛兩氏の説もとりあげていくことにしたい。

入禾倉萬石一積而比黎之爲

「積」とは、穀物を積むという一般詞から轉じた單位、一般の縣倉では禾一萬石を一積としたが櫟陽では二萬石、都咸陽では十萬石を一積とした。芻藁の場合、咸陽にあつては二萬石が一積。

(省略) 櫟陽二萬石一積咸陽十萬一積其出入禾增積如律令…… (倉律)

九三

この「石」が、重量の單位か、容積のそれかいまひとつ明確でない。秦、漢を通して穀物は、普通體積で示されること、本稿でしばしば〇石〇斗〇升としてとりあげてきた。秦律にあつても變りがないが、ただ重量の單位としての石も秦律に確かに存する。

斗不正半升以上貲一甲不盈半升到少半升貲一盾半石不正八兩以

二七三

上鈞不正四兩以上斤不正三朱以上半斗不正少半升以上參不正六

二七四

右の效律にみえる「石」は、重量である。「萬石一積」の「石」がどちらか、ここは重量の單位ではなかつたかとい應考えたい。その根據は、後述する。

「比黎」、「注釋」は「花莉」(竹・いばらで編んだ籬)とするが、原義を籬とみてもここは「並べる」という意で、「之れ

を比黎す」という太田氏の讀みに従う。しかしその下につづく「爲戸」について、私の考えは太田・大櫛兩氏の説と若干異なる。太田氏はこれを「とびらを閉じる」と釋し（太田①、一四五頁）、大櫛氏もそれに従う（大櫛①、七頁。「とびらは閉じられた状態にあつてはじめてその機能をはたすから、そのような状態にすること」（太田①、一四五頁）からの解釋であるが、少なくとも「爲」に「閉じる」という語義はなく、「爲戸」↓「戸を爲る」↓「戸を閉じる」と展開していくのは、飛躍があるのではなからうか。そも「扉を閉じる」という表現は、秦簡の中にも別に檢出でき、そこにはしかと「閉」が使われているのである。

毋敢以火藏府書中吏已收藏官嗇夫及吏夜更行官毋火乃閉門戸令史循其廷府節新爲

二六四

穴盜爰書某里士五乙告曰自宵藏乙復結夜一乙房內中閉其戸乙獨與妻丙晦卧堂上今旦起啟戸取

六五三

なるほど「爲戸」は、「戸を爲る」との訓讀も可能で、「扉」の意味での「戸」も秦律に見えること右の二簡からも明らかである。しかし[A]における「戸」が「扉」とすれば、下にみえる「各一戸」という數でカウントされる表現は「扉を一つづつ」という意にとらざるを得ず。いまひとつなまじない。そこで私は「爲戸」を「戸と爲す」と訓み、「戸」を單位の一つと考へたいのである。秦簡の「戸」が別にある空閒を示すものとして表され、人間の場合、それが「家」にもなるが、穀倉において、一萬石の穀物を並べ保管しておく場所、それが「戸」であり、「一積」が穀物を積み上げるヤマの單位、對して「一戸」とはその山積を收納する空閒の單位ではないだろうか。なお、「戸」と名づけられたのは、扉が付けられ施鍵されていたからであることは容易に想像がつく。

縣嗇夫若丞及倉鄉相雜以印之

秦律に見える嗇夫については、これまで數多くの先行研究があり、中でも裘錫圭氏「嗇夫初探」⁽³⁶⁾は、史料の博引、考證の綿密さにおいて傑出する。嗇夫とは、縣の屬官の長のこと、縣嗇夫とは縣令・縣長の別稱とする裘説に異論はない。またこの條にみえる「倉鄉」については、倉嗇夫、鄉嗇夫をも含めて倉・鄉を代表する官吏ということである。太田・大櫛兩氏も合意する⁽³⁷⁾。私もそれに従うが、ただその場合、倉・鄉を代表する關係者は、漠然とした代表者というよりも、漢簡にしばしば見られる「某(姓名)以某印(私印もしくは官印)行某(本來の職務責任のある官)事」と文書に記載される職務代行であったとせねばなるまい。そのことは下の「相雜以印之」の解釋と關わる⁽³⁸⁾。

太田・大櫛兩氏の重要な論争點は、共同で封印する倉の存在を認めるかどうかであり、その場合の「共同」とは、縣と一般農民もしくは聚落との共同體管轄を示す。これを主張するのが太田氏で、倉律における「共同體」の影響を否定するのが大櫛氏のだが、初めに太田氏が「共同」ということを提議するひとつの根據がこの部分「相雜以印之」、とりわけ「雜」の解釋であった。

「相雜」については、太田説に異を唱える大櫛氏も「共同で」とするが⁽³⁹⁾、これは嚴密に言えば正確ではなく、それ故誤解を生ずるものになったと私には思える。

「雜」とは、確かに「共同」といった意味ではあるが、いま問題にしている條文、すなわち官吏の職務等に關わつてこの語が使われる場合、それは「所屬官署の異なる官が一つの職務を共同して處理する」という意味である。『漢書』楚元王傳「劉德爲宗正丞雜治劉澤詔獄」に付された顏師古注には、

雜、謂以他官共治之也。

とあり、「雜治」の他に、漢代、官吏が集まって一つの案件を議する會議、それは「雜議」と呼ばれた。睡虎地秦律にも、
[A]の條文の他に、次の様な「雜」の用例をあげることができる。

(長吏相) 雜以入禾倉及發見屎之粟積議積之勿令敗 倉

九四

禾芻藁積索出日上贏不備縣廷出之未索而已備者言縣廷令長吏雜封其層與出之輒上數

九六

不備令其故吏與新吏雜先索出之其故吏弗欲勿強其毋故吏者令有秩之吏令

九八

これらは、全て部局の異なる複数の官が共同して一つの職務にあたるものである。「縣嗇夫若丞及倉鄉相雜以印之」の「雜」は、縣・倉・郷のそれぞれの官吏が共同で封印をすることであり、あくまで官と官のレベルでそこに官と民（もしくはそれに準ずるもの）の共同の意味を私は想定することはできない。

ひとつわからないのは、「雜以印之」とある場合、封印はいくつあるのかということ、縣嗇夫・倉・郷それぞれの印をそれぞれの檢におすのかどうか定かではない。そのことは次の條項と關係するかも知れぬ。

而遣倉嗇夫及離邑倉佐……餘之索而更爲發

離邑とは縣治所から離れた出先機關でそこに、離官が置かれたと裘錫圭氏は解釋する。⁽⁴⁾

如官嗇夫其它冗吏令史掾計者及都倉庫田亭嗇夫坐其離官

三二〇

屬于鄉如令丞

三二一

右は、都倉嗇夫をはじめとする嗇夫がその屬下の郷の離官に連坐する場合の規定であるが倉嗇夫直屬の倉と離邑倉、そこには倉佐が配屬されていたのであろう。「遺」は、『注釋』には「給」と解釋し、太田・大櫛兩氏もその方向にとる。ただ倉律には他に「遺」がみえ、そこでは「とどめる」「残す」という方向で使われている。

縣遺麥以爲種用者穀禾以藏之 倉

一〇七

[A]の場合もこの「とどめる」という意にとつて文意が通ずるのではないだろうか。

「倉嗇夫及び離邑の倉佐の稟を主どる者に各々一戸をとどめて以て（人に）餼^{おご}える——倉嗇夫と倉佐には、各々一戸分を殘して、そこから支給する」

そして次につづく「自封印皆輒出餘之索而更爲發戸」は、その倉嗇夫にゆだねられた戸についての附加規定に相違ない。

[B][C]と比較すると、[B][C]にはこの條文は見えないことからそれもそれは傍證できよう。

ここにみえる「索」については、他に

度禾芻藁而不備十分一以下令復其故數過十分以上先索以稟人而以律論其不備 效

二三四

ともみえ、兩者を比較してみても「残りを出して空にする」という『注釋』の解釋に異論はない。

ところでここで指摘しておかねばならないのは、「發戸」という語句である。『注釋』はこの「發」を「開く（倉庫の門扉）」と釋し、太田氏もこれを「爲戸」の反對語とみて「とびらを開いてそこから放出する」（太田①—四六頁）との譯をあ

てる。さらに大櫛氏は、「發給」と譯したうえで、そこから發給中の倉云々と問題を展開するが、この「發」の正確な語義は、「戸を開く」「發給する」という意味ではなからう。^(也)

「發」は、太田説にいう「爲」に對應するのではなく「封」に對する語と私は見る。このことは、次の條文でより一層、はっきりとするので、次項で詳しく論じよう。

嗇夫免效者發見雜封者以隄效之而復雜封之勿度縣唯倉自封印者是度縣出不非入者是出之

この箇所の訓讀は、最も問題になるところであり、斷句とそれに基づく解釋で、この律全體の理解に大きな相異が生ずる。まずここにみえる「發」、それは前條の「發戸」の「發」でもあるが、「戸を發く」という意味ではなく、「封」(封印をする)の反對語であり、封印をとく、封泥をつぶすことをいう。「封」と「發」の對應は居延漢簡の郵書の發信受信記録のうえに數多く確認することができる。

書三封 其一封呂憲印
 一封王建國 十月癸巳令史弘發
 一封李勝

一八〇・三九〳三三

□□月候長候史日迹簿言府・二事集封
 十月癸巳令史弘封

一三六・三九

そしてこの「封」と「發」は、他ならぬ睡虎地秦簡においても同じい。

發偽書弗智貲二甲レ今咸陽發偽傳弗智卽復封傳它レ縣レ亦傳其縣次到關而得レ今當獨咸陽坐以貲且它 四二七

封印を解いた場合、結果としては扉を開き、さらにはそこから物資を出入することになるかも知れぬが、しかしながらこの條の意味するところは、あくまで封印に關する規定であることはおさえておかねばならない。

次に冒頭の「齋夫」について、太田氏はこれを倉齋夫とみ、はじめ縣齋夫と解していた大櫛氏も後に太田説に従う。太田氏がこれを倉齋夫とする一つの根據は、それに先だつて倉齋夫と離邑の倉佐の倉からの搬出が記され、それを受けて「齋夫免」の文があるからだが、では何故、その後改めて「倉齋夫」云々と明記された文が登場するのか、名稱表記の體例という點から説明のほしいところである。

「齋夫免」にはじまるこの倉律の條文は、秦律十八種の「效律」〔B〕と單行の『效律』〔C〕にも同文が認められる。そのうち十八種の「效律」に注目すれば、それは二三八簡にあたる。その前の二二九簡は「書其出者如入禾然 效」のわずかに九字を記すのみで終り、新たに簡をかえて「齋夫免」を書きはじめる。秦律十八種の體例からすると、律文は條毎に改行されて書かれ、各條の末尾には、律名が逐一明記されるのが一般である。つまり、この「齋夫免」にはじまる條文は、效律の一條としていちおう獨立するものであり〔B〕で言えば、二三八〜二四〇までがまとまった一條と考えられる。となれば、二三八簡冒頭の齋夫と二二六簡の「倉齋夫」とが密接不離にあると考えるよりも、むしろ二三八〜二四〇簡の中で、何故最初に「齋夫」とあり、次に改めて「倉齋夫」と書かれているのかということに、より注目せねばならない。

結論を言えば、私は少なくとも「齋夫免」の「齋夫」は倉齋夫ではないと思う。言わば一般的に言う「官署の長官」という意味でここは使用され、現實にそれがどの齋夫であるかと言えは他の條から倉の封印についての處置、特にその「雜封」に關しては「縣齋夫」が一般であるが故に、「齋夫免ぜられ、效者、發ひらくに、雜封を見て」云々とある「齋夫」は、縣齋夫のことに歸結すると考えられるのである。

倉律〔A〕「齋夫免效者發見雜封者以隄效之而復雜封之」は、效律〔B〕〔C〕の對應部分よりして「齋夫、免ぜられ、效者は發ひらく

に、雜封せる者を見、隄(題)を以つて之れを效べ、復た之れを雜封す」〔B〕〔C〕では「畜夫、免ぜられて效するに、效者は其の封及び題を見て、以つて效す」と讀むべきであろう。つまり「見」は、太田氏が言う「(以前搬入の時に立ち合った人々に)會見」(太田③二一〇頁)するといった意味ではなく、「確認する」(大櫛②五二頁)ことであり、雜封を確認して、封印を解き改めて封印し直す(復た之れを雜封す)のである。

その場合、計量をし直す必要があるか否かが次にくる規定であるが、この點が太田、大櫛氏の大きな相異點であり、縣所轄の倉とそれ以外の倉の存在を認めるひとつの根據となつたところ、つまり「度縣」を一つのまとまつた語句とみるか、「度」で斷句して「縣唯自封印者……」と「縣」を下につなぐか解釋のうえで大きな違いが生ずるのである。

太田氏は「度」で句切り「縣唯倉自封印者是度」を一句として、次のように訓ずる。

縣は唯だ倉の自ら封印する者のみ是れ度れ。

「縣はただ縣だけが責任を負つて封印した(つまり他者と共同で封印したものではない)倉庫についてのみ、倉畜夫交替の時點で貯藏物の重量を度れ」というのがこの句に對する氏の譯である(太田③二一〇頁)。

右の訓讀と解釋を大櫛氏は眞向から反對するのだが、私も右の太田氏の説には従うわけにはいかない。

その理由の一是、「縣唯倉自封印者是度」を「縣は唯だ倉の自ら封印する者」と訓じ、さらにそれを「縣が自ら封印した倉」と解釋するのは果して可能であろうか。睡虎地秦簡の簡文は、確かに俗語が多く、構文のうえでもこの時代の文獻史料とは異なつた面が認められる。しかし、それでもこの條に關しての太田氏の訓讀と解釋は私には語法を無視した強引なものと思える。

第二には、「度」「度縣」について、「畜夫免效者發見雜封者以隄效之而復雜封之勿度縣唯倉自封印者度縣」は、〔B〕〔C〕の效律の中に同文がみえる。

[A] ……勿度縣唯倉自封印者度縣出禾非入者是出之

[B] [C] ……勿度縣唯倉所自封印是度縣終歲而爲出凡曰

右に示した[A]と[B][C]の條文の比較からして、「度縣」が熟したまとまりの語で、條文は「度縣」で斷句すべきこと瞭然ではないだろうか。

第三は、太田氏は「自封印」の主語を縣とみる。しかしこの「自封印」は、すでに大櫛氏も指摘されるように同じ倉律の中で（效律[B][C]には見えないが）、引用されており、その主語は倉番夫と倉佐と考えられる。また「雜封」という語もみえ、「雜封」|| 縣番夫・倉・郷、「自封」|| 倉、の圖式は一貫しているとみて不自然ではない。

第四、これは本筋とははずれるかも知れぬが、「唯倉自封印」の「唯」の字義について、私はそこに「單獨」という強い意味を讀みとることに躊躇がある。あくまでこれは助辭であり、語調をととのえ、文章の流れを少しく變えるほどのもの、従つてこの一字をもつて「縣關係者のみ、が封印する」（太田③二一〇）と展開していくことは危険ではないだろうか。⁽⁴⁾

なお、私は「度縣」で一つの熟語と考えるのだが、その場合の「縣」は諸家がすでに説く如く「懸」に通じて「はかる」、「懸衡」の意味にとるべきであろう。しかもそれは、特に重量についての計量する場合であること「懸」|| かけるという語義からも容易に想像がつくとともに、秦律の「縣」（懸）も重量の計測の場合に使われている。

有實官縣、料者各有衡、石贏斗甬期踐計其官母段百姓不用者止之如用有 内史雜

二六一

先に私は、效律にみえる「一萬石一積」の「石」は重量の單位ではないかと述べたが、その根據は實はここに「縣」とい

う語が登場するからである。がしかし、このことはあくまで傍證でしかなく、「石」の單位に關してはいま少し検討が必要であらう。

以上、倉律[A]をめぐる太田・大櫛兩氏の説を紹介・批判し、愚見を提示してきた。結局、私自身はこの倉律を左の如くに讀む。

禾を倉に入るるに、萬石もて一積として之れを比黎するを戸と爲す。縣齋夫、若しくは丞、及び倉・郷は相い雜えて以つて之れに印し、倉齋夫及び離邑の倉佐の稟を主どる者に各々一戸を遺して、以て餼え、自ら封印し、皆な輒ち出だし、餘の索して而して更めて戸を發くと爲す。

齋夫、免ぜられれば、效者の發くに、雜封せる者を見、隄を以つて之れを效べ、而して復た之れを雜封し、度縣する勿し。唯倉の自ら封印する者、是れ度縣す。禾を出だすに、入るるに非ざる者、是れ出だし、之れを度らしむ。之れを度るに堤に當りて、之れを出す。其れ不備あらば、出者、之れ負う。

(倉に穀物を入れる場合、萬石を一積として、それと並べたものを戸とする。縣齋夫もしくは丞が、倉の官吏、及び郷官と共に倉に封印を施す。倉齋夫及び離邑倉の倉佐の稟給責任者にはそれぞれ一戸分を残しておいて、そこから支給させる。各自が封印を行い、支出にあたっては、餘すところなく出しつくして後、別の戸の封印をとく。)

齋夫が免官され、穀物の検査をおこなう場合、複數官の封印を確認し、帳簿にあがる數量を照合し、改めて複數官の封印を施し、計量を行う必要はない。倉齋夫(もしくは倉官)の各自封印にかかる戸に關しては、計量し直す。(以下略)

補足的に説明すれば、後半部「畜夫免」は、すでに述べた様に、私は畜夫一般を意味していると思う。ただ「雜封」にあたるのは、縣畜夫に該当する故、具體的には縣畜夫を意識したものと見える。縣畜夫免官に際しては、複數官の封印がある故、帳簿記載項目のチックと封印の確認だけで処理されるわけだが、別に倉官だけの封印にかかるものについては、複數官の封印ではない故、改めて計量を行うわけである。

以上の如く検討してきた倉律〔A〕の規定、私はそこから太田氏が説くごとく「倉律の対象たる倉庫は『共同體の倉』として存続していたものと、その管理者を官僚體系の中に組み込むことによって國家の支配下に置き、從來の倉庫にかかわる共同體的關係を利用してその收藏物を國家の財源に轉化させた『國家の倉庫』である」(太田③二二三頁)といった方向を見出すことはできないのである。〔A〕は、あくまで管理者における關係官吏の封印をめぐる規定であり、それは官吏の職務準則に含まれるもので、官と民との關係をそこから読みとることはできない。確かに封印のうえで、「雜封」とそうではない封印を施す二種の倉(もしくは戸)の存在は確認できる。しかしそこから基本的な倉の管理權とその來源にまで言及できるか、私は大いに疑問を覚える。

また別に、私の訓讀はより大櫛氏のそれに近いもののだが、ただ氏が説く「貯藏中の倉」と「現に發給中の倉」の區別については従い難い。規定の内容は、穀物支給の時間的經緯、狀況を語るものではなく、あくまで封印の形態を規定したものである。

倉律〔A〕をはじめとして秦律には、穀倉制度についての多くの史料が得られるが、現段階で漢における倉制度との間に左様大きな差を見つげ出すことが私にはできない。すでにあげた文物である前漢の「平都枿」、そこに刻まれた文言

元年十月甲午

平都戌丞糺倉

亥佐葵穉斛

右に刻まれた「平都」とは、前漢の上郡平都縣、「平都戌」とは、平都縣令の戌、同様に「丞糺」は、その縣丞の糺。「倉亥佐葵」とは、倉長の亥、倉佐の葵とそれぞれ所轄官署の長官、副官の名を刻じたもので、又「穉斛」とは枿、もしくはその單位を意味したものであろう。そこに縣令・倉長らの名が記されていることは、とりもなおさず、その枿及びそれで測量される穀物等の出入が縣令、縣丞・倉長・倉丞の管理の下にあることを示すに他ならず、それと秦律[A]の條文にあった縣と倉の官吏の穀倉の管理様態を比べてみた場合、そこに大きな段差があったとは、私には思えないのである。

別に秦律にみえる大小石の規定、簿籍の内容、それらは前章、居延漢簡の分析を通して検討したところと共通するところがあった。もとより、これだけのことで秦と漢、さらには内地と邊境の穀倉制度は全て同一であると断定するつもりは毛頭ないが、言えることはそこに大きな變化が存在することを指摘できる資料を現段階では見付け出すことができないということである。

結びにかえて

本稿は、その前半部は漢代エチナ川流域における穀倉制度、食糧支給の實態について、新・舊居延漢簡を利用して、可能なかぎり詳細に説明しようと試みた。そこで得られた事柄が、果して内地においてもあてはまるのか、又、漢に先だつ

秦の穀倉制度との有機的関連性はどうか、これが後半部の目ざすところであった。

ただし、後半部については意圖した目的が達成されたわけではない。考察は秦律の中の倉律の一つをとりあげ、むしろその訓讀と解釋に終始した嫌いがあり、そのことについて批判を受けねばならないこと十分承知している。

秦簡について言えば、他の效律、倉律を詳細に検討せねばならず、その過程を経てはじめて漢との比較を行うべきであろう。今後、この問題を進めていくことは、私に残された宿題なのだが、本稿、後半部の秦律の解釋において私が別の方向で意圖したもの、それは睡虎地秦簡の研究方法にもつながるものかも知れぬが、秦簡という出土資料の利用にあたっては、できうる限り禁欲的立場をとる方がよいのではないかということであった。睡虎地秦簡はこれまで多くの研究者が資料として利用してきたのだが、おそらく誰しもが感ずることは、この資料が與えるある種のもどかしさ、いらだたしさであろう。内容がこれまでの文獻史料にはなかった極めて魅力に富むものである故、そこから當然できうる限りの情報を得ようとする。しかし、説明せんとする事柄は、常に最終的な決め手に欠け、隔靴搔痒の感を免れない。それは秦簡、とりわけ秦律の一部でしかないというこの資料の限界でもあるが、一部を見せられた我々は、全體をとらえんとし、畢竟、假説をたてその上にさらに假説を重ねるといふことになる。これがある場合に眞實からむしろ遠ざかる危険性ははらむこと、改めて言うまでもなからう。

睡虎地秦簡については、現段階では何が確實に判明して、何が資料的に限界なのか、いまいちど整理してみる必要があるように私には思える。

事柄は、何も睡虎地秦簡に限ったことではなく、全ての歴史資料に共通して言えることなのかも知れない。ただ睡虎地秦簡に限って言えば、一九七五年の出土以來、同様の簡牘が湖北省一帶から次々に出現している。その代表が江陵張家山の複数の漢墓から出土した竹簡であり、同じ雲夢縣からは、一九八九年、雲夢龍岡秦簡⁴⁵が、さらに一九九三年江陵王家臺

十五號秦墓から一千枚近い竹簡が出ています。⁽⁴⁾張家山二四七號墓出土の漢律、及び王家臺秦墓出土の秦律には、他ならぬ效律が存在していると報告書はいう。睡虎地秦簡についての分析は、この資料の限界を見極めることが、これから明らかになるだろう他の出土簡牘との比較のうへで有効ではなからうか。大方の叱正を乞いたい。

注

(1) 米田賢次郎「漢代邊境兵士の給與について」(『東方學報』京都二五一九五四)、同「居延漢簡とその研究成果」(1)・(2) (『古代學』二一三三—二、一九五三、一九五四) 米田氏は邊境の官吏は内地と異なり錢建の俸給であったとするが、新居延簡の出現により、再検討の必要がある。初師賓・任步雲「建武三年居延都尉吏奉例略考」(『敦煌學輯刊』三 一九八四)

(2) たとえば郡倉については
 □□元年十二月甲申蜀郡倉番夫浚移□厨書□到□□告益恩候長夫子亡
 取多□□益恩故爲□書到□令史移益□ E P F 二五・二五 A
 これは蜀郡倉を示す。又府倉は

□事敢言之府記□遣主官詣府倉□府記□□ Y 四九
 右に見える府記とは、太守府もとは都尉府の記であり、同列の府倉もそれに準ずるものであろう。ただ、大守府の倉は、郡倉と呼ばれていたところからすれば、府倉とは都尉府の倉とならう。

(3) 陳公柔、徐萃芳「瓦因托尼出土粟食簡の整理與研究」(『文史』十三一九八二)では、城倉を「甲渠候官の城倉」(五〇頁)と解釋しているが、私はそれには反對である。

(4) 陳夢家氏は、城倉は居延都尉府と同一場所に置かれていたとみる。(『漢簡所見居延邊塞與防御組織』『漢簡綴述』所收 九八〇)氏がかくいう根據は、居延城倉長が居延都尉丞を兼任している簡(二七八・七)

が確認されるからであるが、別に珍北候と城倉長の兼任の簡(E P T 五二・一六)もあり、決定的な決め手にはならない。又、本文であげたE P F 二二・四六二Aは、居延都尉府丞から城倉以下、各候官への下達文書であり、城倉が同一場所に置かれたとみることに、疑問がある。

(5) 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——」(『東洋學研究』居延漢簡篇 一九七五 同朋舎)
 永田英正「居延漢簡の集成」(『居延漢簡の研究』一九八九 同朋舎)

(6) 廩致という語は、他には
 □元始二年二月吏卒廩致
 と見え、睡虎地秦簡、田律にもその語が確認される。
 乘馬服牛粟過二月弗粟弗致者皆止勿粟致粟大田而毋恆籍者以其致到日粟之勿深致 田律 七八

これらは、穀物領收書と見做される。裘錫圭「漢簡零捨」(『文史』十一一九八一)参照。

(7) ここに擧げた寫眞によってもその墨色の濃淡がわかるが、一九九五年五月二日から一週間、私は臺灣中央研究院歷史語言研究所において、居延漢簡を調査する機會を得た。その時この八八・一四簡を實見したのであるが、確かに「趙廣之印」の四文字は、別筆で、寫眞の通り墨色も薄い。

(8) 居延城倉が置かれた位置をA 10とすることについて、穀物倉の所在地としては少々北に寄りすぎではないかとの意見もある。

確かに對匈奴戰線の近くに穀物倉を置くのは、防衛上問題があろう。ただ反面、攻撃の面から考えれば食糧供給基地を前線に近づけることもそれなりの利點があるとも言える。しかし私は他にもう一つ、A10の地理的條件を推定してみたい。それは、この地點が當時の居延海の海岸線にあたり、海上輸送の上で、A10は好條件を備えていたと臆測する。現在の居延澤はすでに干上っているが、漢代にはかなり廣大でかつ水深もあった。『漢書』霍去病傳には、霍去病が「居延を濟つて」西方に進軍したことを記し、この「濟」とは、水深のあるところを舟で渡ることの意と張晏、師古は注する。また次の様な注目すべき箇所もある。

城倉粟輸海東吏卒食

三九五・一六A

海東凡六石十二

五石弩三

四四五・六

二簡はとも

卅井候官址

三石弩一

輸出のものが、城倉の穀物は海東に輸送され、それは海上ルートが使われたと想定できる。海東とはP9 (Borsonch) 一帯、それは居延海の東岸を意味するにちがいない。私は、城倉がいささか北に寄っているその理由は、海上輸送のうえで地形上の條件を備えていたからだと思うのである。

- (9) これら帳簿については、永田英正『居延漢簡の研究』(前掲)の各章に詳しい分析と説明があり、本稿第二章(四)で言及する。
- (10) 森鹿三「居延漢簡の集成」とくに第二亭食簿について」(前掲)
- (11) 藤枝晃「漢簡職官表」『東方學報』京都 二五
- (12) 庫長については、次の一簡が検出されるのみである。
 □工卒史禹庫長湯番夫□
 二四八・一五
- (13) 森鹿三前掲論文、一〇〇頁
- (14) 于豪亮「居延漢簡校釋」『考古』一九六四—三、裘錫圭「漢簡零拾」(前掲)。
- (15) 令史范弘については、森鹿三「令史弘に關する文書」『東洋學研究』居延漢簡篇(前掲)。なお、森論文でも言及されているが、令史弘は

倉令史ではなく候官令史と私も考える。

- (16) 二四・二簡は、廿三部の組織を表すことには相違ないが、最下段に「箕山燧」なる實名燧が記されている(「箕山」を「第卅」と釋讀する説もあるが、ここはやはり「箕山」であろう)。廿三部は、廿三から廿九までの番號燧を一グループとし第廿三候長の指揮下に入っていたこと、米田賢二郎氏も指摘している(漢代の邊境組織—燧の配置について)、『東洋史研究』十二—三、一九五三)。ここに「箕山燧」なる實名燧が混入していることは、如何に解するべきであろう。一つの考え方は、箕山燧の卒二人がこの年十二月に臨時に第廿三部に出張していた(省作)と假定することであり、本來の箕山燧の卒がこの二名だけではないとの見方もできる(五二・二六簡に「箕山燧卒三人□」とみえる)。ただ、「告第廿三候長記到召箕山燧長明詣官以急疾爲故急」(一六〇・四)なる簡があり、これは、第廿三候長に命じて箕山燧長明を候官に出頭させる通達である。一六〇・四からすれば、廿三部に箕山燧も含まれているとせねばなるまい。

- (17) 雲希正「西漢平都犁斛」『文物』一九七七—三、『中國古代度量衡圖集』(一九八一 文物出版社)
- (18) 永田前掲書、一五七頁
- (19) 陳公柔・徐萃芳「瓦因托尼出土廩食簡的整理與研究」(前掲)、勞幹「大石與小石」『大陸雜誌』一一—一九五〇)
- (20) 永田英正、前掲書一四八頁
- (21) 楊聯陞「漢代丁中・廩給・米粟・大小石之制」『國學季刊』七一—一九五〇)
- (22) 本稿で雲夢睡虎地秦簡を引用する際、明示する簡番號は「雲夢睡虎地秦墓」(一九八一 文物出版社)の圖版番號を採用する。それは全簡に通し番號が付けられているからに他ならない。
- (23) 高自強「漢代大小斛(石)問題」『考古』一九六二—二、九三頁
- (24) ここに掲げた圖版は、『居延漢簡』圖版之部、『居延漢簡甲編』から轉

載したもので不鮮明であるが、歴史語言研究所藏の實物はいまま少しはつきりと字が讀める。加えて赤外線測定器によって、私はこの四簡は同筆簡と推定する。

(25) つまり、永田英正氏の簿籍の様式分類によるならば（永田前掲書三〇九頁〜三四頁）V-I・a・b（簡頭に出・入がありその數量を記し、受領・支出を記すもの）の様式のもの、その先頭に大・小石が明記されているもの。V-100c（簡頭に機關名もしくは責任者の官職姓名を記し、以下に所屬の吏卒の姓名と一ヶ月の穀物の配給量を列記する）は、普通小石の單位と考えられる。

(26) 以上私は、吏には脱穀米を卒には未脱穀をそれぞれ食糧として支給していたと考えるのであるが、あくまでこれは通常、原則としての支給であり、ある情況にあつては例外ももより存していたこと認めねばならない。居延簡においては、私の假説からはずれるものも検出できると。たとえは、

出粟一石九斗三升少 付珍北候官 以食馴望卒趣 六・一八
 出麥一石九斗三升少 以食斥胡燧卒周有世九月食 一〇・三
 出粟一石九斗三升 廩廣谷燧卒秦訟尹六月食 一七五・二二三
 一七七・二〇

右の簡は、大石二石に對する小月の價であり、支給は大石でなされていたことを示す。どういつた情況にあつて卒にも脱穀米が支給されたのか（一つの推測ではあるが、右の簡はA8、A33出土のもの、つまり甲渠候官、肩水候官に一時的に出張勤務していた所謂省卒かも知れない）確實なことは、現段階ではわからない。今後の検討課題とせねばならぬ。

(27) 大石・小石の兩者がともに記されているものは、本文〇〇頁に擧げたようにA10出土簡に集中している。それはつまり居延城倉といういは穀の出入の要となる穀倉であればこそ。大石と小石をともにその帳

簿に明記し、出入數量の記載をより正確に徹底させんとする意圖があつたからであらうか。

(28) 永田英正「居延漢簡の古文書學的研究」(『居延漢簡の研究』第一部、前掲)以下、本文で引用する永田氏の説は、全て右書による。

(29) 「自取」「取」の記入がある簡についても、歴史語言研究所藏の現物を調査したが大部分は一筆のものとの結論を得た。永田氏がとりあげた一八〇・二二三簡は、確かに月日と「自取」が別筆である簡だが、むしろこれは例外に屬するのではないだらうか。

(30) 食糧支給に關する簡には、「用穀」と總量が記入されるものと、「見署用穀」と記されるものがある。二者はどこが異なるのか、明確な解答を私自身、用意できない。一説には、「用穀」は配給基準を示した臺帳、「見署用穀」は實際に受配した量の記録との見方もあり(藤枝晃「釋『見署用穀』ほか―『長城のまもり』訂誤」(『東洋史研究』十四一・二一九五五)、「當食案」との關連をそこに求めることができはしないかと考えたのである。いづれにしろ、今は確實なことは言えない。

別にEPT六八・一九四〜二〇七に至る同筆とおぼしき十四簡は、始建國天鳳二年六月甲申朔丁酉三十井部候習敢言之謹移二月盡六月當食

者案敢言之

EPT六八・一九四

とあり、又、その表題簡

●三十井候官始建國天鳳二年二月盡六月

當食者案

一九五

そしてそれに續く

三月餘成卒二十一人 二三月盡六月積六十三月 一九六
 出成卒二十一人 二三月二十日盡六月晦減積三十九月 一九七

と記された帳簿は、まさに「當食者案」の一種であること間違いない。

- ただそこで私があえて右の簡を最先にとりあげなかったのは、この一連の簡は、一三六・四九、二八六・七の表題簡に記されている如き月単位の「當食案」ではなく三ヶ月にわたるものであること、及び何故この當者案が卅井候官から甲渠候官へ移送されたのかはつきりとした解答が出せないからである。本文で主として言及したのは、月毎の候官内で作成されたものであることによる。いずれにしろ、當食案に關しては、今後本文で述べたことは修正せねばならないかも知れない。
- (31) 睡虎地秦簡の、「都官」の意味については、諸説あるが、この條の「都官」は中央官府とみてよいのではないかと考える。詳しくは江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」(『東洋史研究』四十一・一九八一)を参照。
- (32) 太田幸男「湖北睡虎地出土秦律をめぐって・その二」(『東京學藝大學紀要』三部門 第三二集 一九八〇)一七四頁、参照。
- (33) この論争に關して、兩氏の發表論文は左記のものである。
- 太田幸男「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって・その一」(『東京學藝大學紀要』三部門 三一集 一九八〇)「太田①とする」
- 同「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって・その二」(『東京學藝大學紀要』三部門 三二集 一九八〇)「太田②とする」
- 同「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって・追補」大櫛敦弘氏の批判に答えて(『東京學藝大學紀要』三部門 四三集 一九九二)「太田③とする」
- 大櫛敦弘「秦代國家の穀倉制度」(『海南史學』二八 一九九〇)「大櫛①とする」
- 同「雲夢秦簡倉律より見た戰國秦の穀倉制度——秦代國家の穀倉制度」補論(『海南史學』三〇 一九九二)「大櫛②とする」
- (34) 睡虎地秦墓竹簡整理小組「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社 一九七八)の注をここで「注釋」と略稱する。
- (35) 拙稿「連坐制とその周邊」(『戰國時代出土文物の研究』 京都大學人

- 文科學研究所 一九八五) 參照。
- (36) 榎山明「雲夢睡虎地秦簡」(『中國法制史 基本資料の研究』(東京大學出版會 一九九三) 參照。
- (37) 裘錫圭「秦夫初探」(『雲夢秦簡研究』中華書局 一九八一)
- (38) 太田③二〇九頁、大櫛②六四頁注8。
- (39) なお、倉番夫という官名は、漢簡にも見えることは、本稿〇〇頁で述べた。秦の倉番夫は長官、つまり漢の倉長にあたると思われるが、漢の倉番夫は秦のそれとは異なり、より低いランクの下級役人であろう。
- (40) 大櫛①七頁、②五二頁。
- (41) 裘錫圭前掲論文二三三頁。
- (42) 秦簡では「戸を開く」は「啟(啓)戸」と記される。
- 穴盜爰書某里士五乙告曰自宵藏乙復柁衣一乙房内中閉其戸乙獨與妻丙晦臥堂上今且起啟戸取 六五三
- (43) 私は本文では、「唯」を一般に「ただ」と訓じている助辭として解釋したのであるが實は、漢簡にみえる「唯」は、普通一般のそれとは違ふ意味をもっているのではないかと考えている。特に「唯」の下に官署名が付く時、「ただ」といった發語の助辭とは異なるように思える。
- 敢言之謹寫移唯府報 四・一六
- 元康二年九月丁酉朔庚申肩水候長生敢言之謹寫移唯官移昭武獄敢言之
- 一〇・一一
- 今音欲自言唯官移書驗聞音當得連三月 三〇・七
- 戌朔癸巳甲渠候謹遣令史薛誼 二七〇・二〇
- 張宗爲家私市鄣得唯府告 □
- 一編唯府令 □ EPT五・一二七
- 正月甲子當曲燧長誼敢言之未得十二月奉 □ EPT五二・五二一A
- 奉唯官賦以何疆錢 □ 前十月皆已出 □ EPT五九・七六六
- 唯卿親所 EPT六五・四六八B
- 白誠失子嚴至今未得渡唯燧 □

これら「唯官」「唯府」「唯家」などの語の意味するところ、「ただ」というよりも「擔當の」「當該の」「所轄の」といった方向にとれそうに思える。今後いまま少し検討してみたい。

(44) 「江陵張家山漢簡概述」(『文物』一九八五—一)、
「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」(『文物』一九九二—九)

(45) 「雲夢龍崗秦漢墓第一次發掘簡報」、及び「雲夢龍崗秦簡綜述」(とも
に『江漢考古』一九九〇—三)

(46) 「江陵王家臺十五號秦墓」(『文物』一九九五—一)